

喬木村地域防災計画

風水害対策編

令和3年3月修正

喬木村防災会議

第1章 総則	1
第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災の基本方針	3
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節 喬木村の概況	11
第2章 災害予防計画	15
第1節 風水害に強いむらづくり	15
第2節 災害発生直前対策	22
第3節 情報の収集・連絡体制計画	24
第4節 活動体制計画	27
第5節 広域相互応援計画	31
第6節 救助・救急・医療計画	35
第7節 消防・水防活動計画	39
第8節 要配慮者支援計画	45
第9節 緊急輸送計画	54
第10節 障害物の処理計画	57
第11節 避難の受入活動計画	58
第12節 孤立防止対策	67
第13節 食料品等の備蓄・調達計画	70
第14節 給水計画	73
第15節 生活必需品の備蓄・調達計画	75
第16節 危険物施設等災害予防計画	77
第17節 電気施設災害予防計画	79
第18節 上水道施設災害予防計画	81
第19節 下水道施設等災害予防計画	82
第20節 通信・放送施設災害予防計画	85
第21節 鉄道施設災害予防計画	89
第22節 災害広報計画	90
第23節 土砂災害等の災害予防計画	92
第24節 建築物災害予防計画	97
第25節 道路及び橋梁災害予防計画	99
第26節 河川施設等災害予防計画	102
第27節 ため池災害予防計画	104

第28節 農林水産物災害予防計画	106
第29節 二次災害の予防計画	108
第30節 防災知識普及計画	111
第31節 防災訓練計画	117
第32節 災害復旧・復興への備え	120
第33節 自主防災組織等の育成に関する計画	122
第34節 企業防災に関する計画	125
第35節 ボランティア活動の環境整備	127
第36節 災害対策基金等積立及び運用計画	130
第37節 風水害対策に関する調査研究及び観測	131
第38節 観光地の災害予防計画	132
第39節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	134
第3章 災害応急対策計画	135
第1節 災害直前活動	135
第2節 災害情報の収集・連絡活動	142
第3節 非常参集職員の活動	151
第4節 広域相互応援活動	159
第5節 ヘリコプターの運用計画	163
第6節 自衛隊の災害派遣	168
第7節 救助・救急・医療活動	174
第8節 消防・水防活動	179
第9節 要配慮者に対する応急活動	183
第10節 緊急輸送活動	187
第11節 障害物の処理活動	192
第12節 避難受入及び情報提供活動	196
第13節 孤立地域対策活動	210
第14節 食料品等の調達供給活動	213
第15節 飲料水の調達供給活動	216
第16節 生活必需品の調達供給活動	218
第17節 保健衛生、感染症予防活動	220
第18節 遺体の捜索及び対策等の活動	223
第19節 廃棄物の処理活動	225
第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	227
第21節 危険物施設等応急活動	229
第22節 電気施設応急活動	232

第23節 上水道施設応急活動	235
第24節 下水道施設等応急活動	236
第25節 通信・放送施設応急活動	238
第26節 鉄道施設応急活動	243
第27節 災害広報活動	245
第28節 土砂災害等応急活動	247
第29節 建築物災害応急活動	250
第30節 道路及び橋梁応急活動	252
第31節 河川施設等応急活動	254
第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	255
第33節 ため池災害応急活動	259
第34節 農林水産物災害応急活動	260
第35節 文教活動	263
第36節 飼養動物の保護対策	267
第37節 ボランティアの受入れ体制	268
第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制	270
第39節 災害救助法の適用	272
第40節 観光地の災害応急対策	274
第4章 災害復旧計画	276
第1節 復旧・復興の基本方針の決定	276
第2節 迅速な原状復旧の進め方	278
第3節 計画的な復興	281
第4節 資金計画	285
第5節 被災者等の生活再建等の支援	286
第6節 被災中小企業等の復興	292

第1編 風水害対策編

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、平成7年の梅雨前線豪雨災害や、平成18年7月豪雨災害などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、県、村、公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、喬木村防災会議が作成する「喬木村地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な風水害等に対処すべき事項を中心に定める。

なお、この計画は「長野県地域防災計画」と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は「長野県地域防災計画」に準じる。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

4 喬木村国土強靱化地域計画の基本目標等を踏まえた防災計画の作成等

喬木村国土強靱化地域計画は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施し、本村における強靱な地域づくりを推進するための指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。このため、喬木村国土強靱化地域計画の基本目標である

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- (3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

- (4) 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- (5) 流通・経済活動を停滞させないこと
- (6) 二次的な被害を発生させないこと
- (7) 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることを踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

第2節 防災の基本方針

本村は、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

- (1) 周到かつ十分な災害予防
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- 2 村、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。

- (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

- 3 住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてもお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講ずるものとする。

- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 喬木村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
喬木村	(1) 防災会議、災害警戒本部及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 高齢者等避難及び避難指示の発令に関すること。 (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (7) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (8) 救助物資及び災害対策用資機材の備蓄及び調達に関すること。 (9) 公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 (10) その他所掌事務についての防災対策に関すること。

2 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議に関する事。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。 (3) 水防その他の応急措置に関する事。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関する事。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関する事。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関する事。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関する事。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関する事。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事。 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。 イ 関係機関との連絡調整に関する事。
(4) 関東農政局 (長野県拠点)	ア 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事。 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事。

	<p>ウ 復旧対策</p> <p>(ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。</p> <p>(イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。</p>
(5) 中部森林管理局 (南信森林管理署)	<p>ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事。</p> <p>イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事。</p> <p>ウ 災害応急対策用材の供給に関する事。</p>
(6) 関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。</p> <p>イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関する事。</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関する事。</p>
(7) 中部経済産業局	<p>電気の供給の確保に必要な指導に関する事。</p>
(8) 関東東北産業保安 監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事。</p> <p>イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事。</p>
(9) 中部近畿産業保安 監督部	<p>電気の保安に関する事。</p>
(10) 北陸信越運輸局	<p>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事。</p>
(11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	<p>ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事。</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。</p>
(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	<p>ア 気象等の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>イ 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>
(13) 信越総合通信局	<p>ア 災害時における通信・放送の確保に関する事。</p> <p>イ 非常通信に関する事。</p> <p>ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事。</p> <p>エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事。</p>
(14) 長野労働局 (長野労働局)	<p>ア 事業場における産業災害の防止に関する事。</p> <p>イ 事業場における自主的防災体制の確立に関する事。</p>

(15) 中部地方整備局 (天竜川上流河川事務所) (飯田国道事務所)	ア 災害予防 (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (エ) 所管施設の緊急点検の実施 (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
(16) 中部地方環境事務所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

4 消防団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
喬木村消防団	(1) 消防施設、消防体制の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練、教育及び広報に関すること。 (3) 災害に関する情報の伝達及び収集に関すること。 (4) 消防、救助及び救護措置に関すること。 (5) 水防その他の応急措置に関すること。 (6) 災害対策本部との連携に関すること。

5 南信州広域連合

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
南信州広域連合 (飯田広域消防)	(1) 消防施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (3) 消防、救助及び救護措置に関すること。 (4) 水防その他の応急措置に関すること。 (5) 管内の災害対策本部及び消防団との連携に関すること。

6 長野県警察本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県警察本部 (飯田警察署)	(1) 災害に関する情報の伝達及び収集に関すること。 (2) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (3) 行方不明者の捜索及び死体の検死に関すること。 (4) 管内の災害対策本部との連携に関すること。

7 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する こと。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

8 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株) 信越支社	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取 扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) 東海旅客鉄道(株) (東海鉄道事業本部)	ア 鉄道施設の地震防災に関すること。 イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(5) 日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。
(6) 日本赤十字社 (長野県支部)	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集に関すること。
(7) 国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
(8) 日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること。
(9) 日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する こと。

(10) 中部電力(株) (長野支社飯田営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関する事 イ 電力の供給に関する事
-----------------------------	-----------------------------------

9 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区 (小渋川土地改良区)	ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関する事 イ 排水機場の改良及び復旧に関する事
(2) 旅客自動車運送事業者	(信南交通(株)) 災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関する事
(3) 貨物自動車運送事業者	((公社)長野県トラック協会飯田支部) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送の協力に関する事
(4) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事
(5) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事
(6) 医師会、歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事
(7) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事
(8) (一社)長野県LPGガス協会	液化石油ガスの安全に関する事
(9) (一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事
(10) (福)長野県社会福祉協議会 (福)喬木村社会福祉協議会	ア 災害ボランティアに関する事 イ 災害派遣福祉チームに関する事

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) みなみ信州農業協同組合	ア 村及び県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 イ 農作物の災害応急対策の指導に関する事 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する事 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 オ 農産物の需給調整に関する事
(2) 飯伊森林組合	ア 村及び県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事

	ウ 木材の供給と物資のあっせんに関する事。
(3) 下伊那漁業協同組合	ア 村及び県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関する事。
(4) 喬木村商工会	ア 村及び県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関する事。 ウ 災害時における物価安定の協力に関する事。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事。
(5) 医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。 ウ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
(6) 社会福祉施設の 管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関する事。
(8) 危険物施設及び高 圧ガス施設の管理 者	ア 安全管理の徹底に関する事。 イ 防護施設の整備に関する事。
(9) 旅客自動車運送事業者	(北部タクシー(有)) 災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関する事。
(10) 放送事業者	(株)飯田ケーブルテレビ、飯田エフエム放送(株) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(11) 自主防災組織	ア 防災知識の普及・啓発に関する事。 イ 災害危険箇所の把握及び防災訓練に関する事。 ウ 防災資機材等の整備に関する事。 エ 避難行動要支援者対策に関する事。 オ 災害に関する情報の伝達及び収集に関する事。 カ 消防、救助及び救護措置に関する事。 キ 水防その他の応急措置に関する事。 ク 避難及び避難所運営に関する事。 ケ 災害対策本部との連携に関する事。

第4節 喬木村の概況

第1 自然的条件

1 地形

本村は、長野県下伊那郡の北部、伊那谷を南北に流れる天竜川の東岸に位置し、北は豊丘村、東、南及び西は飯田市に接している。県庁から164.2km、下伊那郡の中核都市である飯田市へは7kmであり、村役場は、海拔410.6m、東経137度52分37秒、北緯35度30分37秒に位置する。

地形は、日本で最大規模といわれる天竜川河岸段丘上にあり、伊那山脈（標高1,300～1,800m）に源を発する小川川、加賀須川が谷間を流れる花崗岩の岩盤上にある。

東西11.5km、南北3.8km、周囲44.3km、面積66.61km²の大きさで、標高は400～1,800mまで、標高差が1,400mあり、丘陵、溪谷が入り込む複雑な地形となっている。平坦地は天竜川、加賀須川、小川川に沿う一部と段丘上の台地で、その他の耕地は傾斜地にある。

2 気候

海洋から遠く隔たった内陸であり、本の気候は内陸性の気候に東海型・山岳型の気候が加わり、寒暖の差が大きいことが特徴となっている。

四季の変化が明瞭で、年間の降水量は1,670mmと県内でも多雨地域であるが、梅雨期、秋霜期に集中しており、冬は比較的温暖で雪は少ない。

風は地形の影響を受けるため地域特有の風向となるが、河川流域の風は川に沿って吹く傾向が強い。平均風速は1.8m/sで県下で最も弱い地域となっている。

第2 社会的条件

1 人口分布

本村の人口は、6,310人（平成27年国勢調査）であり、減少傾向にある。人口密度は1km²あたり約100人であり、天竜川に沿う平坦地（主に阿島区、小川区、伊久間区）を中心に集中しており、当該3地区で人口の約4分の3を占めている。

また、高齢者（65歳以上）の総人口に占める割合は33.0%（平成27年国勢調査）と、下伊那郡の総人口に対する高齢者人口比率の34.4%を下回るものの、長野県の総人口に対する高齢者人口比率の30.1%に比較して高く、高齢化が進んでいる。

喬木村地区別人口推移(国勢調査による)

(単位:人)

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
阿島区	2,857	2,845	2,803	2,851	2,840	2,835	2,717
小川区	1,402	1,369	1,360	1,321	1,297	1,239	1,233
伊久間区	982	1,010	1,077	1,157	1,156	1,146	1,029
富田区	997	991	965	937	894	817	771
大和知区	235	228	209	194	172	173	147
氏乗区	294	323	266	247	220	188	172
大島区	242	214	184	155	118	99	85
加々須区	295	262	247	227	220	195	156
全村	7,304	7,242	7,111	7,089	6,917	6,692	6,310

喬木村高齢者人口推移(国勢調査による)

(上段:構成比 下段:人口)

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
0~14歳	20.8%	17.9%	15.0%	14.2%	13.7%	14.5%	14.0%
	1,522	1,296	1,065	999	948	969	881
15~64歳	61.8%	61.2%	59.3%	58.0%	57.7%	54.9%	53.0%
	4,513	4,431	4,214	4,075	3,986	3,675	3,343
65歳以上	17.4%	20.9%	25.8%	27.8%	28.6%	30.6%	33.0%
	1,269	1,515	1,832	1,951	1,978	2,048	2,083
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	7,304	7,242	7,111	7,025	6,912	6,692	6,310

2 道路の位置等

道路は、地形的な制約から扇状に展開し、そのほとんどが山間部を走っている。村の中心部を一般県道上飯田線が北西から南東に延び、南信地域と静岡県を結ぶ自動車専用道路の三遠南信自動車道（建設中）喬木 I C へのアクセス道路となっている。

また、県道上飯田線と交差する天竜川に沿う形で、主要地方道伊那生田飯田線及び竜東一貫道路（村道）が走っており、隣接する豊丘村及び飯田市を繋ぎ、飯田市街地へのアクセス道路として機能している。

幹線道路としては、上記のほかに、県道大島阿島線、県道下条米川飯田線がある。

3 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化、社会情勢の変化にともなう災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進する。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

- (1) 人口減少が進む中山間地域では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策を講ずる必要がある。
- (2) 高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊

産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の増加がみられる。これらについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災のさまざまな場面において要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導し、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から要配慮者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

- (3) ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度はますます増大している。災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- (4) 住民意識及び生活環境の変化により、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティや自主防災組織等の相互扶助組織の強化が必要である。さらに、障がい者、高齢者、子ども、妊産婦等の要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練や防災思想の普及等の徹底を図る必要がある。
- (5) 地域の防災力向上を図るため、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施に努める。また、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第3 喬木村の災害履歴

○ 地震災害履歴

年代（西暦）	月	規模	被害内容
永享5年（1433）	9	M7<	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。
明応7年（1498）	8	M8.4	東海沖の巨大地震で、下伊那でも被害があったと考えられる。
天正13年（1586）	1	M7.8	天正地震。複数震源の直下型巨大地震で、下伊那でも土砂災害があった。
寛文2年（1662）	5	M7.6	琵琶湖付近が震源の直下型地震で、信濃でも被害があった。
元禄16年（1703）	11	M8.0	元禄地震。相模湾が震源。伊那谷でも倒壊家屋あり。
宝永4年（1707）	10	M8.4	東南海沖震源の最大級の地震。飯田の被害は歴史上最大。落石等多数発生。
享保3年（1718）	7	M7.0	遠山地震。南信濃村付近が震源。山崩、跳び石で死者50余。中央構造線の活動。
享保10年（1725）	7	M6.5	諏訪、高遠付近が震源。遠山地震と同様に中央構造線の活動による。
安政1年（1854）	11	M8.4	安政東海地震。飯田で死者34人。32時間後に安政南海地震発生。
明治24年（1891）	10	M8.0	濃尾地震。最大級の直下型地震。飯田でも地面に亀裂など。山崩れ多数。
大正12年（1923）	9	M7.9	関東大震災。飯田地方で壁に亀裂。
昭和19年（1944）	12	M7.9	東南海地震。飯田は震度4。落石で飯田線が不通になった。

※M=マグニチュード

(喬木村防災アセスメント調査報告書)

○ 風水害履歴

年代（西暦）	月	被害内容
昭和25年（1950）	6	豪雨により天竜川氾濫。阿島堰下全域が被災。
昭和32年（1957）	6	降雨量100mm以上。大島、小川地域が被災し、流失家屋4戸。
昭和34年（1959）	9	伊勢湾台風（台風15号）により、大和知全域及び小川の一部が被災。全半壊家屋62戸。
昭和36年（1961）	6	梅雨前線集中豪雨により、田中下他全村が被災し、死者2名、全半壊家屋88戸、流失家屋17戸。
昭和58年（1983）	9	台風10号による集中豪雨により、床上、床下浸水あり。
令和2年（2020）	7	令和2年7月豪雨により、一部損壊1戸、床下浸水5戸。 大島地区36世帯66名が一時孤立状態。

（喬木村防災アセスメント調査報告書等）

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いむらづくり

【各課】

第1 基本方針

本村は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性に配慮しつつ、風水害に強いむらづくりを行う。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い村土を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いむらづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 風水害に強い村土づくり

(1) 現状及び課題

本村は、昭和36年の豪雨による災害をはじめ、水害を中心に幾多の自然災害に見舞われている。集落の背後に風化した花崗岩で覆われた急峻な山地を持つ当村において風水害対策を主とした自然災害の予防措置策は、村土づくりをすすめる上で、重要な事業といえる。また、地震後の崩壊による二次災害が懸念されていることから、土砂災害等の対策を地震災害に対する事前対策としてもとらえ、国及び県への働きかけを積極的に推進する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から村土及び住民の生命、身体及び財産を保護することを十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保に努める。
- (エ) 風水害に強い村土の形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。

- a 河川改修などにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップを作成する。
 - b 土石流、地すべり、崖崩れなどを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。
 - c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成及び維持を図る。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (カ) 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

2 風水害に強いむらづくり

(1) 現状及び課題

危険地域への居住地の拡大及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いむらづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 風水害に強いむらの形成

- a 本計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。
- b 土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努める。
また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。
- c 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとる。

- d 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。
- e 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いむらを形成する。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供
 - (c) 河川、下水道について築堤、河床掘削、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除施設の建設等の推進
 - (d) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - (e) 洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める
 - (f) 浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について本計画に定める
 - (g) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、本計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める
 - (h) 本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知

させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる

- (i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- (j) 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する
- (k) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施
- (l) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- (m) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- (n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進

特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施
- (o) 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- (p) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性

- a 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。
 - b 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - d 強風による落下物の防止対策を図る。
 - e 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
- a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
 - b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性を確保するとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- (エ) 災害応急対策等への備え
- a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。
 - b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。
 - c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図るものとする。
 - d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。
 - e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 風水害に強いむらの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者使用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフライン施設の機能の確保策を講じるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

d 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。

また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。

なお、自家発電機等の設置場所については、ハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

(ウ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図るものとする。

d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。

- e 民間事業者にて委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

第2節 災害発生直前対策

【各課】

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように体制の整備を図るものとする。

(1) 【村が実施する計画】

気象台及び県からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

(2) 【関係機関が実施する計画】（長野地方気象台）

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

2 避難誘導體制の整備

- (1) 風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。
- (2) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- (4) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。（第11節「避難の受入活動計画」参照）
- (5) 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導

等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

- (6) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

また、国及び県から、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を受けるものとする。

- (7) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

3 災害未然防止活動

- (1) 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。

ア 所轄施設の緊急点検体制の整備

イ 応急復旧のための体制の整備

ウ 防災用資機材の備蓄

エ 水防活動体制の整備（水防管理者）

オ せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）

カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

【各課】

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

村、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集、連絡体制の整備関係

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。村、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、自主防災組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした村内におけるネットワークの整備について研究する。
- (エ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究するものとする。
- (オ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- (カ) 雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (キ) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、被災現場等で情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

(ク) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、防災機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

(ウ) 災害対策本部等に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努めるものとする。

2 情報の分析整理

村及び県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

(1) 現状と課題

本村においては、平成24年度に整備したデジタル移動系防災行政無線が情報収集及び伝達に大きな役割を果たしている。また、平成25年度に整備したデジタル同報系防災行政無線も住民への周知に大きな力を発揮している。

これら通信手段の統制局(防災センター機械室及び通信機械室)には、直流電源装置バッテリー及び非常用発電装置(70時間(燃料タンク190ℓ 燃費2.71ℓ/時))が整備されており、非常時の電力供給に重要な役割を果たしている。

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 整備した防災行政無線について、設備の定期的な更新を図る。

イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努める。

ウ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。

エ 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。

オ 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

カ 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器につい

ては、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

キ 避難所等に、災害時に接続認証機能を解除した状態でフリーアクセスできる公衆無線LANの整備を図る。

第4節 活動体制計画

【各課】

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、発災時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- 6 タイムライン（防災行動計画）を策定し、関係機関との連携強化を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 現状及び課題

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。

(イ) 職員の非常参集及び活動体制については、第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるとおりとする。

また、必要に応じて見直しを行うものとし、その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。
また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

(ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアルの整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

(エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 職員の安全の確保に十分配慮した非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

(イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

また、防災会議の円滑な運用により、防災関係機関の連携強化を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

災害対策基本法第16条に基づき、防災会議を設置し、災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

イ 【関係機関が実施する計画】

防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、村、県及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

- (イ) 本庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、防災センター等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化を図る。
- (ウ) 災害時の地区拠点となる施設（公民館等）、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。
- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

イ 【関係機関が実施する計画】

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【村及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

【村及び関係機関が実施する計画】

ア 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

イ 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

ウ 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政デー

タのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

6 タイムライン（防災行動計画）の策定

（1）現状及び課題

風水害に対しては、避難指示等発令のタイミングや災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、防災関係機関との情報を共有することが重要となる。

（2）実施計画

【村及び関係機関が実施する計画】

ア 避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）を策定する。

イ 実効性あるタイムライン（防災行動計画）とするため、防災関係機関と連携し策定するものとする。また、タイムライン（防災行動計画）の運用により、適時的確な避難指示等の発令、災害発生時の迅速な災害応急対策を実施する。

第5節 広域相互応援計画

【各課】

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、他の地方公共団体、消防機関相互及び公共機関相互において応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。
- 3 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- 4 県外地方公共団体との相互応援体制の確立を図る。
- 5 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 6 県と一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

1 防災関係機関相互の連絡体制整備

(1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

(2) 実施計画

【村及び関係機関が実施する計画】

ア 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

イ 災害の規模やニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討するものとする。

ウ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

2 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。
- (イ) 長野県市町村災害時相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- (ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

県及び村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【飯田広域消防が実施する計画】

- (ア) 協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備するものとする。
- (イ) 消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図るものとする。
- (ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。

4 県外地方公共団体との相互応援協定

(1) 現状及び課題

愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州の市町村による「三遠南信災害時相互応援協定」を締結している。また、災害発生時におけるの情報提供及び災害対応経験職員等の派遣を目的に「中越大地震ネットワークおぢや」に加入している。

これらの協定により、近隣県の地方公共団体との相互応援体制は整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。

また、相互応援協定の締結にあたっては、近隣県の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結を検討する。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

イ 県外地方公共団体の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【公共機関及びその他事業者が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。

6 県と一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

5 広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受入れるための広域防災拠点として選定された長野県飯田運動公園他について、整備、運用等を県、市町村及び関係機関が調整する必要がある。

また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となる物資輸送拠点等の活動に利用される防災拠点を予め関係機関が調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

【村及び関係機関が実施する計画】

ア 村は大規模災害発生時の応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。

イ 選定された拠点ごとに、県、市町村及び関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

ウ 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握するものとする。

エ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

第6節 救助・救急・医療計画

【総務課・保健福祉課】

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医療品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時の医療活動については、飯伊地区包括医療協議会等と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。

このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 災害時における被害状況把握、患者の受入体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

救助救急車両は、飯田広域消防において消防力の整備指針による台数の整備を図っている。

消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施が必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

イ 【飯田広域消防が実施する計画】

(ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。

その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

(イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

ウ **【関係機関が実施する計画】** (赤十字奉仕団)

日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

(2) 実施計画

ア **【村が実施する計画】**

医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定する。

イ **【関係機関が実施する計画】**

(ア) 日本赤十字社長野県支部、飯伊包括医療協議会、災害拠点病院等は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図るものとする。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。

(イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。

a 災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。

b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図るものとする。

c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村及び飯田広域消防が実施する計画】

(ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- b 最先到着隊による措置
- c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要領
- g 通信体制
- h 関係機関との連携
- i 報告及び広報
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

(エ) 関係機関の協力を得て、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(イ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

- (ウ) 飯伊地区包括医療協議会を中心に、医療機関の患者受入状況、医療施設の被害状況、医療従事者の活動体制等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図るものとする。

第7節 消防・水防活動計画

【総務課】

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項において、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

令和2年4月1日現在の本村の消防体制は、本部及び2個分団、消防団員数165名である。消防力の整備指針に対する充足率は、十分な状況であるとはいえない。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項について、重点的に取り組むものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会

等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(オ) 火災予防

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 【飯田広域消防が実施する計画】

消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項について、重点的に取り組むものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、装備等の近代化を促進するものとする。

(イ) 防災関係機関等の連携強化

迅速かつ的確な消火、救助及び救急活動等を実施するために、防災関係機関との連携協力関係を深めていくことが重要となることから、初動時の連携体制の具体的な調整を実施するものとする。

また、平常時から消防機関と自主防災組織等の連携強化を行い、発災時に一体の活動ができるよう協力するものとする。

(ウ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 予防消防の充実

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(エ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

(オ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

ウ 【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本村には、洪水予報河川（天竜川）及び県管理一級河川（壬生沢川、加賀須川、鞍馬沢川、富田沢川、ウツギ沢川、小川川）が計7河川あり、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊等が予想される。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施するものとする。

- (ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討

- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
 - (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
 - (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
 - (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
 - (コ) 本計画において、浸水想定区域内にある浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
 - (サ) 本計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
 - (シ) (コ)～(サ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
 - (ス) 水防機関の整備
 - (セ) 水防計画の策定
 - (ソ) 水防協議会の設置
 - (タ) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ・水防技能の習熟
 - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
 - (チ) 水防計画の策定にあたっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、該当計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。
- イ 【飯田広域消防が実施する計画】
- (ア) 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備
 - (イ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
 - (ウ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- ウ 【関係機関が実施する計画】（天竜川上流河川事務所）
- (ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資機材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保にあたり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。
 - (イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。
- エ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】
- (ア) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施するものとする。

- b 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について村長に報告するものとし、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
- (イ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画
- a 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
 - b 防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について村長に報告するものとする。

第8節 要配慮者支援計画

【総務課・保健福祉課】

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護力の低下等に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、村、県、社会福祉協議会、社会福祉施設等の関係機関は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年、社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、災害対策基本法第49条の10の規定により市町村に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について以下のとおり定めるものとする。

(ア) 避難支援等関係者

- a 消防機関
- b 警察機関
- c 民生委員・児童委員
- d 社会福祉協議会
- e 自主防災組織

(イ) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- a 要介護認定4・5を受けている者
- b 認知症自立度Ⅲ以上の認定を受けている者
- c 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- d 療育手帳Aを所持する知的障害者
- e 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者
- f 生活支援を受けている難病患者
- g 上記以外で自主防災組織が支援の必要を認めた者
- h その他村長が支援の必要を認めた者

(ウ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 避難支援者情報
- h 上記以外で、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

本計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

ウ 避難行動要支援者名簿の提供

避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。

エ 要配慮者支援計画の作成

地域における災害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら地区防災支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

オ 避難行動要支援者の移送計画

安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

(ア) 指定避難施設の整備

災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(エ) 避難所における要配慮者支援体制の整備

災害発生時において要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

(オ) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(カ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

(キ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努めるものとする。

(ク) 支援協力体制の整備

福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 非常災害時の整備

社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(ウ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び近隣市町村における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

(カ) 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(キ) 医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

(ク) 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 【要配慮者利用施設が実施する計画】

(ア) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、県及び村の指導の下に、介護保険法関連法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、県及び村の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度）を行うものとする。

(ウ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び村の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、県及び村の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び村の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び近隣市町村における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努めるものとする。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、村から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

(カ) 飯田医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬

品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

(キ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(ク) 医療機関においては、県、村及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍住民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ確かな行動等に困難が生じるおそれがある。

このため、外国籍住民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図るよう努める。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図る。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(オ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

また、観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

(カ) 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備

外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍住民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図る。

(イ) 医療機関においては、外国籍住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図る。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

村内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

(イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

本計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(ウ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

イ **【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】**

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、本計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに避難訓練を実施するものとする。また、計画を作成・変更した時は遅滞なく村長へ報告するものとする。

第9節 緊急輸送計画

【総務課・高速交通対策課】

第1 基本方針

大規模災害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点などを事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

本村の道路は、北西から南東に基幹道路が4本あり、そのうち一般県道上飯田線は、南信地域と静岡県を結ぶ自動車専用道路の三遠南信自動車道（建設中）喬木ICへのアクセス道路となっている。また、上飯田線と交差する天竜川に沿う形で、主要地方道伊那生田飯田線及び竜東一貫道路（村道）があり、隣接する豊丘村及び飯田市を繋ぎ、飯田市街地へのアクセス道路として機能しているが、狭隘で屈曲区間や橋梁が多く緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。

また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

飯田警察署及び道路管理者と協議の上、区域内の交通確保計画を策定する。

この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 最低1か所以上の「緊急用ヘリポート」を確保、指定する。(資料編「緊急用ヘリポート一覧」参照)

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。

(イ) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。(資料編「地域内輸送拠点一覧」参照)

(ウ) 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

イ 【関係機関が実施する計画】 (ヘリコプター保有機関)

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実地調査を推進するものとする。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。

(イ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

(ウ) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑

に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進するものとする。
 - a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。
 - b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。
 - c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。
 - d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。
- (イ) (公社)長野県トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (ウ) (公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておくものとする。

4 緊急通行車両等の事前届出の確認

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両等が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両等の事前届出の確認を済ませておくものとする。

第10節 障害物の処理計画

【高速交通対策課】

第1 基本方針

災害の発生により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー等各種機械とともに操作者が必要となるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

緊急輸送路として確保すべき国県道など主要道路の障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を検討する。

2 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 建設業協会、電気通信事業者及び中部電力㈱と協議し、障害物除去の体制を整備する。
- (イ) 緊急輸送路とされている基幹道路について、関係機関と協議し、速やかな障害物除去体制及び道路啓開体制の整備を図る。
- (ウ) 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。
- (エ) 集積、処分場所を関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定する。(資料編「障害物一時集積場所一覧」参照)
- (オ) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

道路上の障害物の処理等を行うに必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。

第11節 避難の受入活動計画

【総務課・保健福祉課・生活環境課・教育委員会】

第1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うための体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (イ) 避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。
- (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は県と協力して行う。

- (エ) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。
- (オ) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- a 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
 - b 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- (カ) 避難計画の作成
- 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。
- また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。
- a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
 - b 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法（第3章第12節「避難受入及び情報提供活動」参照）
 - c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
 - e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
 - f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
 - g 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難受入れ中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
 - h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報誌、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報

○防災行政無線、音声告知放送及び広報車による広報

○避難誘導員による現地広報

○住民組織を通じた広報

なお、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。

(キ) 避難行動要支援者対策

平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者として第8節に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(ク) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの管理施設者は、避難計画を県及び村の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。

(イ) 村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。

(ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、村から避難指示等を発令する際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておくものとする。

a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか

(a) 指定緊急避難場所への立退き避難

(b) 近隣の安全な場所（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難

(c) 屋内安全確保（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか

- c 家の中でどこが一番安全か
- d 救急医薬品や火気などの点検
- e 幼児や高齢者の避難はだれが責任を持つか
- f 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか
- g 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか
- h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか
- i 昼の場合、夜の場合の家族の分担

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

(ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

エ 【企業等が実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、資料編「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表」に掲載のとおりとする。

(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の解放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (ウ) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- (エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。
- (オ) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、村が行う指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
- (イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。
- (ウ) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- (エ) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の整備に努める。
 なお、設備の整備にあたっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- (キ) テレビ、携帯ラジオ、公衆無線LAN等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
 なお、公衆無線LANについては、災害発生後に速やかに接続認証機能を解除するものとする。
- (ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。
- (ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
 なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。
- (コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- (サ) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
- (シ) 「長野県避難所マニュアル策定指針（平成24年3月危機管理部）」、「喬木村避難所運営マニュアル（令和2年3月）」等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- (ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- (セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。
- (ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

- (タ) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- (チ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (ツ) 村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、村が行う指定避難所の指定に協力するものとする。
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。（資料編「応急仮設住宅建設候補地一覧」参照）
- エ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- カ 利用可能な公営住宅等の把握に努め、周辺の被災市町村の要請に応じ情報提供する体制を整備する。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、保育所、小学校、中学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」

という。)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【村（教育委員会）が実施する計画】

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

ア 防災計画

(ア) 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては、村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

(イ) 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- a 風水害対策に係る防災組織の編成
- b 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- c 教育委員会、村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 風水害時における応急教育に関する事項
- p その他学校長が必要とする事項

(イ) 施設・設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

- c 設備や備品等の設置方法・場所が適切か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導

- a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

第12節 孤立防止対策

【総務課】

第1 基本方針

本村は、標高が400～1,800mまで、標高差が1,400mあり、丘陵、溪谷が入り込む複雑な地形となっている。平坦地には人口の集中化が進む一方、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い、多くの橋梁と隧道とによって施設されている。

こうした地勢は、ひとたび災害が発生すれば交通手段の寸断等により孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が途絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

同報系防災行政無線、移動系防災行政無線が整備されているが、今後の設備の拡充及び更新とともに、情報通信手段の多ルート化に努める必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。

イ アマチュア無線の協力確保について、体制の確保を図る。

ウ 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図る。

エ 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器につい

ては、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。

したがって、主要路線優先の対策推進及び複線化の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 代替路線のない村道を優先して災害予防対策を推進する。

(イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。

(ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。

イ 【住民が実施する計画】

道路に面した工作物・立木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

村内の孤立予想地域は、令和2年10月末現在23集落である。

大規模な災害が発生すれば交通手段の寸断等で住民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立予想集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。

(イ) 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。

(ウ) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能時間等の基礎的実態を把握しておく。

イ 【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。

(イ) 活動用資機材の整備充実を行う。

イ 【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、自主防災活動に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域ごとに1箇所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実を鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮する。

イ 【住民等が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行うものとする。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

【総務課・保健福祉課】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

村は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を本計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

第2 主な取組み

- 1 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料等を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する村は、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄にあつては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 「第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新す

る。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、「喬木村災害時備蓄品等整備計画（令和2年1月）」等で定めるものとする。

- (イ) 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図る。
- (ウ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (エ) 県との備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時において、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。
- (オ) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発する。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。
- (カ) 食料品等の調達体制を整備に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備するものとする。

(エ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について、県内卸売市場間で協定を締結するものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

「自らの命は自らが守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人あたり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常持に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

エ 【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

協定により調達した食料や備蓄食料を、住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。
- イ 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。

第14節 給水計画

【生活環境課】

第1 基本方針

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 飲料水の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

本村には、14箇所の配水池があり、そのうち、緊急遮断弁の設置等災害時用として整備されているのは5箇所である。

配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。

(2) 実施計画

ア 【水道事業者（村）が実施する計画】

- (ア) 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。
- (イ) 住民が実施する事項への支援を行う。
- (ウ) 県が実施する事項に対する協力を行う。
- (エ) 予備水源、予備電源の確保を行う。
- (オ) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

イ 【住民が実施する計画】

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。

- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

本村には、緊急時用浄水装置（4 m³/h）1基、ポータブル型給水タンク（1,500ℓ）1台、ポリタンク（18ℓ）50個、給水袋（10ℓ）1,900袋が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村の支援を受入れるものとする。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2) 実施計画

【水道事業者（村）が実施する計画】

- ア 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図る。
- イ 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- ウ 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- エ 給水車、給水タンク、ポリタンク、給水袋の確保を行う。
- オ 供給計画について以下のとおり定めるものとする。
 - (ア) 被災していない配水池がある場合には、当該配水池から飲料水等の確保を図る。
 - (イ) 水源、浄配水池及び送配水管が被災したときは給水停止措置をとるとともに、緊急措置として、深井戸、河川、プール等の貯水をろ過、滅菌して送水する。
 - (ウ) 給水車による給水拠点は、指定避難所を基本とし、病院、福祉施設への供給を優先させる。

供給目標水量

- 1 第1段階
生命維持に必要な水量として1人1日3ℓ程度、混乱期の3日間とする。
- 2 第2段階
炊事、洗面等の最低生活を営むための水量1人1日20ℓ、約10日間とする。
- 3 第3段階
若干の不便はあるが、通常の生活に必要な水量、1人1日250ℓ程度

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

【総務課・保健福祉課】

第1 基本方針

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

1 災害時の主な生活必需品

- ・ 寝具（タオルケット・毛布等）
- ・ 衣類（下着・靴下・作業着等）
- ・ 炊事道具（なべ・包丁・卓上コンロ等）
- ・ 身の回り品（タオル・生理用品・紙オムツ等）
- ・ 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）
- ・ 日用品（石鹼・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等）
- ・ 光熱材料（マッチ・ガスボンベ・ストーブ・灯油等）

2 必要量

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

- 1 地域の実情に応じた備蓄及び流通業者等との協定締結による調達体制の整備を図るとともに、住民に対して災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。
- 2 流通業者等と協定を締結し、調達体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達には、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。
 - (イ) 流通業者等との災害時における生活必需品等の調達に関する協定を締結するよう努める。
 - (ウ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。
- イ 【関係機関が実施するとされている計画】
- 関係機関にあつては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。
- ウ 【住民が実施する計画】
- 災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行うものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後、直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 協定の締結先と災害発生時を想定した、連絡方法を調整する。
- イ 輸送されてくる生活必需品の集積場所を選定する。（資料編「地域内輸送拠点一覧」参照）
- ウ 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

第16節 危険物施設等災害予防計画

【総務課・飯田広域消防】

第1 基本方針

災害により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取り組み

危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所があり、これら施設においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村及び飯田広域消防が実施する計画】

ア 規制及び指導の強化

(ア) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害によって生じる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

(イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

(ウ) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

イ 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

ウ 化学的な消火、防災資機材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率的な自衛消防力の確立について指導する。

オ 県警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

第17節 電気施設災害予防計画

【総務課】

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
- 災害時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に、予防対策を推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配置計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】（中部電力株）

水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行うものとする。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】（中部電力株）

非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておくものとする。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

本計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】 (中部電力株)

- (ア) 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めるとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。
- (イ) 県企業局との間で、電力受給の円滑化、設備の保安全管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておくものとする。
- (ウ) 県及び地域振興局、村に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化するものとする。

第18節 上水道施設災害予防計画

【生活環境課】

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 現状及び課題

水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

【水道事業者(村)が実施する計画】

- ア 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- イ 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- ウ 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。
- エ 復旧資材の備蓄を行う。
- オ 水道管路図等の整備を行う。

第19節 下水道施設等災害予防計画

【生活環境課】

第1 基本方針

下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2 主な取組み

- 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。
- 2 雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により雨水流出量の削減を図る。
- 3 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 5 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。
- 6 管渠及び処理場施設等の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

- 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保

（1） 現状及び課題

風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。この対策として、浸水想定区域の設定等のソフト対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備により浸水対策を進める必要がある。

（2） 実施計画

【村が実施する計画】

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の排水区域として位置付けるとともに、雨水渠等による整備を行う。

- 2 雨水流出抑制施設の整備

（1） 現状及び課題

都市化の進展に伴い、平坦地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、貯留浸透により雨水の流出量を抑制する必要がある。

（2） 実施計画

【村が実施する計画】

雨水型貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入について、住民への啓発活動等を行う。

3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。

イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。

5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができる体制を整備する。

6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第20節 通信・放送施設災害予防計画

【総務課】

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう関係機関ごとに予防措置をとる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 村は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 放送機関は通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

【村及び関係機関が実施する計画】

各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

2 防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

同報系防災行政無線、移動系防災行政無線が整備されているが、今後の設備の拡充及び更新が必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図る。

3 電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するために、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

本計画等の定めるところにより、東日本電信電話㈱等の電気通信事業者との連携を図る。

イ 【電気通信事業者が実施する計画】（東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱）

通信設備の被災対策、村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。

(ア) 被災状況の早期把握

県及び村防災機関等との情報連絡の強化を図るものとする。

(イ) 通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とするものとする。
- b 主要な交換機を分散設置するものとする。
- c 通信ケーブルの地中化を推進するものとする。
- d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置するものとする。

4 放送施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送㈱

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

(ウ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ ㈱長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

(ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設けるものとする。(放送装置の現用予備2台化等)

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備えるものとする。

(ウ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行うものとする。

エ ㈱テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の風水害対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の風水害対策について

社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。

(イ) 電源設備について

自家発電および無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送㈱

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

(ア) 放送施設の転倒防止等固定化の実施

(イ) 予備放送設備の整備

- (ウ) CS衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保
 - (エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働
- (2) 実施計画
- ア 【日本放送協会が実施する計画】

平常時からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進するものとする。
 - イ 【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図るものとする。
 - ウ 【㈱長野放送が実施する計画】
 - (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行うものとする。
 - (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行うものとする。
 - (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努めるものとする。
 - エ 【㈱テレビ信州が実施する計画】
 - (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させるものとする。
 - (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。
 - オ 【長野朝日放送㈱が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図るものとする。

 - (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加
 - (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保
 - (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検
 - カ 【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行うものとする。

 - (ア) 地下受電設備の浸水対策の推進
 - (イ) FM送信空中線給電系の2ルート化
 - (ウ) 演奏所電源系改修の実施
 - (エ) STL非常回線の設置を検討
 - (オ) 可搬型非常用送信機設置等の実施

第2 1 節 鉄道施設災害予防計画

【高速交通対策課】

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置をとるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

2 実施計画

ア 【村が実施する計画】

本計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】（東海旅客鉄道㈱）

（ア） 施設・設備の安全性の確保

調査グループの設置運用により定期検査を実施しているが、この体制を継続強化し、検査結果に基づく保守、補強、取り替えなどを計画的に実施するものとする。

（イ） 職員の配置計画

各体制に基づき関係職員の配置計画をとるものとする。

（ウ） 関係機関との連絡

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとるものとする。

第22節 災害広報計画

【総務課】

第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

1 被災者及び住民等への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、村、県、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。

- a 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックス・パソコンの確保
- b 窓口設置場所の確保
- c 災害広報車の整備
- d 部局ごとの窓口対応職員の指定

(イ) 有線テレビジョン放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

(ウ) Lアラート（災害情報共有システム）、ホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図る。

- (エ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。
 - (オ) (エ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及・啓発に努める。
 - (カ) 日本電信電話㈱等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。
- イ 【報道機関等が実施する計画】
- 報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び村と体制の整備・確認を行うものとする。
- ウ 【電気通信事業者が実施する計画】
- 災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。
- エ 【関係機関が実施する計画】
- 関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、県及び村と体制の整備・確認を行うものとする。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

イ 災害発生時に報道要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに報道要請が行えるよう報道要請の方法についての確認を行っておく。

第23節 土砂災害等の災害予防計画

【総務課・高速交通対策課】

第1 基本方針

本村は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険性がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため、国、県の協力を得て、危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講じる。

特に、近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれらの箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。
- 4 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本村は複雑な地質構造を有しており、山間地を中心に地すべり危険箇所等が分布している。

令和2年4月1日現在、村内の地すべり危険箇所は、9箇所（土砂災害警戒区域5箇所、山地災害危険地4箇所）ある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。
 - (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。
 - (ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。
- イ 【関係機関が実施する計画】（中部地方整備局、中部森林管理局）
- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。
 - (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講じるものとする。
- ウ 【住民が実施する計画】
- ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本村は、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多い。

令和2年4月1日現在、村内の土石流危険箇所は、95箇所（土砂災害警戒区域41箇所、崩壊土砂流出危険地区54箇所）ある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。
- (ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

イ 【関係機関が実施する計画】（中部地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。

(イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い本村では、山裾だけでなく平坦地など広範囲で崖崩れが発生している。

令和2年4月1日現在、村内の急傾斜地崩壊危険箇所は、223箇所（土砂災害警戒区域182箇所、山腹崩壊危険地区41箇所）ある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。

(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(エ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、村に緊急連絡ができるようにするものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い村内には、いくつかの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。
- イ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、本計画に定めておく。
- ウ 要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。
- エ 出水期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。

5 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本村では、令和2年4月1日現在、228区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は201区域あり、区域内には住宅もある。

このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。
- (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒避難に関する事項

b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関する上で必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

(エ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ 【住民等が実施する計画】

(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、村に助言を求めるものとする。

第24節 建築物災害予防計画

【各課】

第1 基本方針

強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講じる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講じる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (イ) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (ウ) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (エ) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及啓発を図る。
- (オ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。
- (イ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講じる必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。

(イ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(ウ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置をとるものとする。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ 【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

第25節 道路及び橋梁災害予防計画

【高速交通対策課】

第1 基本方針

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、ネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各道路管理者は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- (イ) 落石等の危険箇所点検に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】(中部地方整備局)

- (ア) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害対策を必要とする道路施設について社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進めるものとする。
- (イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。
- (ウ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。

- (エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。
- (オ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させるものとする。
また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進めるものとする。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

各道路管理者及び関係機関は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 現在、喬木村建設業協会と災害時の応急措置に関する協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。
- (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。
- (ウ) 本計画等の定めるところにより、関係機関との協力体制を整備する。
- (エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者及び関係機関が情報共有できる体制の整備に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、協力体制を整備するとともに、県・村の協定等に協力するものとする。

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者及び警察が実施する計画】

- ア 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発表時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。
- イ 道路管理者並びに警察等は、相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。
- ウ 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第26節 河川施設等災害予防計画

【総務課・高速交通対策課】

第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修を進める。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講じる。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 4 浸水想定区域の周知、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を進める一方、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図る。

2 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川が指定され、浸水想定区域が公表されている。

村は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村（水防管理者）が実施する計画】

- (ア) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を本計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。
- (イ) 要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。
- (ウ) 洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、必要に応じて河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

イ 【浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者が実施する計画】

- (ア) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。
- (イ) 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第27節 ため池災害予防計画

【高速交通対策課】

第1 基本方針

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については、補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を優先して対策に取り組む。

(1) 緊急時の迅速な避難行動につながる対策

ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、豪雨対策を推進する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

村内には13箇所の農業用ため池が存在し、水利組合等により維持管理されている。これらのため池の大半が明治初年の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や補強を講じていく必要がある。（資料編「ため池一覧表」参照）

2 実施計画

(1) 【村が実施する計画】

ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は県に報告する。

イ ため池管理者及び村との緊急連絡網を作成する。

ウ 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

エ ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。

(2) 【関係機関が実施する計画】

ア 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに村に緊急連絡ができるようにするものとする。

イ 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに村に結果を報告するものとする。

第28節 農林水産物災害予防計画

【産業振興課・生活環境課】

第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、南信州農業農村支援センター等と連携し、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 南信州農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

(イ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策

a 水稻

(a) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏防止を図る。

(b) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

b 果樹

(a) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

(b) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

(c) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

c 野菜及び花き

(a) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により被害の未然防止に努める。

(b) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

(c) 風速30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。

(d) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

d 水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

村と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

県、村、農業団体等からの情報に基づき災害予防対策を実施するものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進するものとする。(中部森林管理局)

(イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。

(ウ) 関係業界は、県、村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

第29節 二次災害の予防計画

【各課】

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置をとる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置をとる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置等を推進する。

(イ) 重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

(ウ) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。

イ 【関係機関が実施する計画】

関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【村及び飯田広域消防が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

イ 【関係機関が実施する計画】 (危険物取扱事業所)

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (ウ) 自衛消防組織の強化促進
- (エ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 危険箇所の把握
- イ 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備
- ウ 情報収集体制の整備
- エ 警戒避難体制の整備

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所(土砂災害危険箇所)をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 情報収集体制の整備

イ 警戒避難体制の整備

第30節 防災知識普及計画

【各課】

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、村、防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、県、村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの活用等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、ケーブルテレビ、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、以下の事項について啓発活動を行う。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
 - c 警報等や、避難指示等の意味や内容
 - d 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示等の発令時にとるべき行動
 - e 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害等に関する一般的な知識
 - f 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
 - g 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - h 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - i 正確な情報入手の方法
 - j 要配慮者に対する配慮
 - k 男女のニーズの違いに対する配慮
 - l 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - m 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - n 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
 - o 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動
 - p 避難生活に関する知識
 - q 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - r 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - s 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
 - t 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- a 浸水想定区域及び内水による浸水が想定される区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
 - (b) 要配慮者利用施設で特に必要な施設の名称及び所在地

- b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - (b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
 - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
 - (ウ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
 - (エ) 自主防災組織における、地区防災支え合いマップ、地区別防災カルテ等の作成に対する協力について指導推進する。
 - (オ) 上記の地区防災支え合いマップ、地区別防災カルテ等の配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
 - (カ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
 - (キ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
 - (ク) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
 - (ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
 - (コ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
 - (サ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。（エ）自主防災組織における、地区防災支え合いマップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。
- イ 【自主防災組織等が実施する計画】

地区防災支え合いマップ、地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載する上からも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区防災支え合いマップ、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

ウ 【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

エ 【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような確認活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 災害の状況に応じた避難行動の確認
 - a 指定緊急避難場所への立退き避難
 - b 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
 - c 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）
- (ウ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保（テレビ、ラジオ、インターネット等）
- (エ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認
- (オ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (カ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (キ) 備蓄食料の試食及び更新
- (ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (ケ) 地域の防災マップの作成
- (コ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

オ 【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

カ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、観光施設、スーパーマーケット等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

保育所、小学校、中学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）において、園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【村（教育委員会）が実施する計画】

ア 学校においては、大規模災害にも対処できるように村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

ウ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

また、専門的な人材の育成確保を図るとともに、研修制度の充実、研修機関等及び県の防災に関する講座等との連携等、人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 自然災害に関する一般的な知識

イ 自然災害が発生した場合にとるべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第3 1節 防災訓練計画

【総務課】

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動をとることが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

県、村、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別及び実施時期

(1) 現状及び課題

本村においては、防災週間に、予想される災害の態様にあわせた総合防災訓練を実施している。今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 総合防災訓練

住民等の参加を得て、相互の協調体制の強化を目的として大規模災害を想定した総合防災訓練を実施する。

a 実施時期

原則として防災週間（8月30日～9月5日）に実施する。

b 実施場所

役場庁舎、各自主防災組織拠点施設、社会福祉施設等において実施する。

c 実施方法

防災関係機関及び住民が参加して（イ）のaからeまでに定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。

(イ) その他の訓練

以下の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施するものとする。

a 水防訓練

水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

b 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練とあわせて行う。

c 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じて、独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊出し等の訓練を行う。

d 通信訓練

村及び自主防災組織は、災害時に円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により情報伝達訓練及び感度交換訓練等を行う。

e 避難訓練

災害時における避難指示等の迅速化及び円滑化のため、住民の参加を得て、指定緊急避難場所への避難訓練を行う。

f 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、抜き打ち的に実施するものとする。

g 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また、非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

h 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

i 複合災害を想定した訓練

地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

g 要配慮者に対する訓練

災害時における要配慮者の安否の確認、避難誘導等住民も含めた実践的な訓練を行う。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

ウ 【企業等が実施する計画】

(ア) 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(イ) 本計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

【訓練実施機関が実施する計画】

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各関係機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(イ) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

(ウ) 避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努めるものとする。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第3 2節 災害復旧・復興への備え

【各課】

第1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復旧のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 実施計画

- 1 災害廃棄物の発生への対応

【村が実施する計画】

- (1) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。
また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- (2) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (3) 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。（資料編「災害廃棄物等仮置場一覧」参照）
- (4) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

- 2 データの保存及びバックアップ

- (1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

イ 【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

4 罹災証明書の発行体制の整備

罹災証明書の公布が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

【村が実施する計画】

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第33節 自主防災組織等の育成に関する計画

【総務課】

第1 基本方針

災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が村や防災関係機関の活動と並んで重要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日の社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。

第2 主な取組み

- 1 自主防災組織の組織体制の強化を促進する。
- 2 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 3 防災リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 4 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 自主防災組織の体制強化

(1) 現状及び課題

村内における令和2年4月1日現在の組織数は18であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は82.5%となっている。

しかし、役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等により継続的な活動が課題となっている組織もあり、自主防災意識の醸成を図っていくこと、十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が今後の課題である。

また、学校等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

防災知識の普及啓発活動と合わせて組織体制の強化への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

また、長野県自主防災アドバイザーによる、自主防災組織の活性化を図るものとする。

2 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、助成措置が講じられている。

自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設(公園、広場等)を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

3 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、防災リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めて行く必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。

イ 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

ウ 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(内閣府2013)」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

5 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

複数の自主防災組織が発災時に連携のとれた活動を行えるように平常時から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

イ 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進する。

ウ 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

第34節 企業防災に関する計画

【産業振興課】

第1 基本方針

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

(1) 【村が実施する計画】

ア 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

イ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

エ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(2) 【企業が実施する計画】

ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

イ 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

ウ 組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。

エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。

第35節 ボランティア活動の環境整備

【保健福祉課】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速にかつ的確に実施するためには、県、村、防災関係機関だけでは十分な対応ができないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要ときに、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、村社会福祉協議会ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 災害時におけるボランティアからの支援の在り方やボランティアとの連携体制について検討する。
- 4 主要なボランティア団体との連携体制の構築に努める。
- 5 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。
- 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるとされており、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

イ 【村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体を実施する計画】

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図るものとする。

2 防災ボランティア活動の環境整備

(1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。

イ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

ウ 村社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

3 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡協議会等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

村、県、村社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第36節 災害対策基金等積立及び運用計画

【企画財政課】

第1 基本方針

災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、資金積立基金条例（平成22年喬木村条例第6号）を定めて財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。

2 実施計画

【村が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

名 称	目 的	使 途
財政調整基金	村財政の健全な運営を図る。	次に掲げる経費の財源に充てる。 (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を補填するための経費 (2) 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を補填するための経費 (3) 緊急に実施することが必要となった建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費 (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費

第37節 風水害対策に関する調査研究及び観測

【総務課】

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

すでに、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第2 主な取組み

県・村・各関係機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

1 【村が実施する計画】

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。

2 【関係機関が実施する計画】

- (1) 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、村への提供について協力するものとする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力するものとする。

第38節 観光地の災害予防計画

【産業振興課】

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組

- 1 県、村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 【村が実施する計画】

- ア 観光地での災害発生時の県、村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
- イ 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- ウ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

(2) 【関係機関が実施する計画】

- ア 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。
- イ 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1) 【村が実施する計画】

- ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
- イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
- ウ 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図る。

(2) 【関係機関が実施する計画】

- ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。
- イ 多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

第39節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【総務課】

第1 基本方針

一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、村と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を地域防災計画に定めるものとする。

第2 主な取組み

住民等の提案により本計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、村等が活動の中心となる地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお、地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

2 実施計画

(1) 【村が実施する計画】

地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

(2) 【住民及び事業所を有する事業者が実施する計画】

一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行うものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

【各部】

第1 基本方針

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、ま害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが重要である。

第2 主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するために重要である。

村は、別記「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・土砂災害警戒情報・洪水予報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 特別警報発表時の対応（下記内容以外は（イ）と同じ）

住民等への周知の措置

県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。なお、周知にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

(イ) 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

a 勤務時間内における取扱い

- (a) 長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報（解除を含む）等は総務課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を伝達系統図により連絡する。
- (b) 住民等から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

b 勤務時間外における取扱い

- (a) 勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、宿日直者が受領する。
- (b) 宿日直者は、気象警報・注意報等を受領したときは、伝達系統図により、総務課長に電話等により通知する。
- (c) (b)により通知を受けた総務課長は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は登庁し、必要に応じて村長に報告し指示を受けるとともに、伝達系統図により、気象警報・注意報等受信担当者に通知する。
- (d) 住民等から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた宿日直者は、その旨を速やかに総務課長に伝達する。

(ウ) 土砂災害警戒情報発表時の対応

県（砂防課からの建設・砂防事務所を通じての電話連絡）から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努める。

イ 【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、資料編「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表するものとする。

なお、地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施するものとする。

ウ 【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため、放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

エ 【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、所定の機関に速やかに通知するものとする。

オ 【住民が実施する対策】

以下のような異常を発見した者は、直ちに村又は警察に通報するものとする。

a 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

b 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難の伝達、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(イ) 避難行動要支援者については、高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

(ウ) 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示(緊急)を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

(エ) 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

(オ) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(カ) 災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

(キ) 住民に対する高齢者等避難、避難指示の伝達にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車、携帯端末

の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

- (ク) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (ケ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。
- (コ) 避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。
- (サ) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

イ **【住民が実施する対策】**

避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日用品等の備蓄物資を携行するものとする。

ウ **【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】**

- (ア) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。
- (イ) 災害が発生するおそれのある場合は、村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

3 災害の未然防災計画

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防災活動を行い、被害の発生防止に努める。

(2) 実施計画

ア 【水防管理者（村）が実施する対策】

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

イ 【河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとする。その操作にあたり、危険を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を村及び警察署に通報するとともに、住民に対して周知させるものとする。

ウ 【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ 【住民が実施する対策】

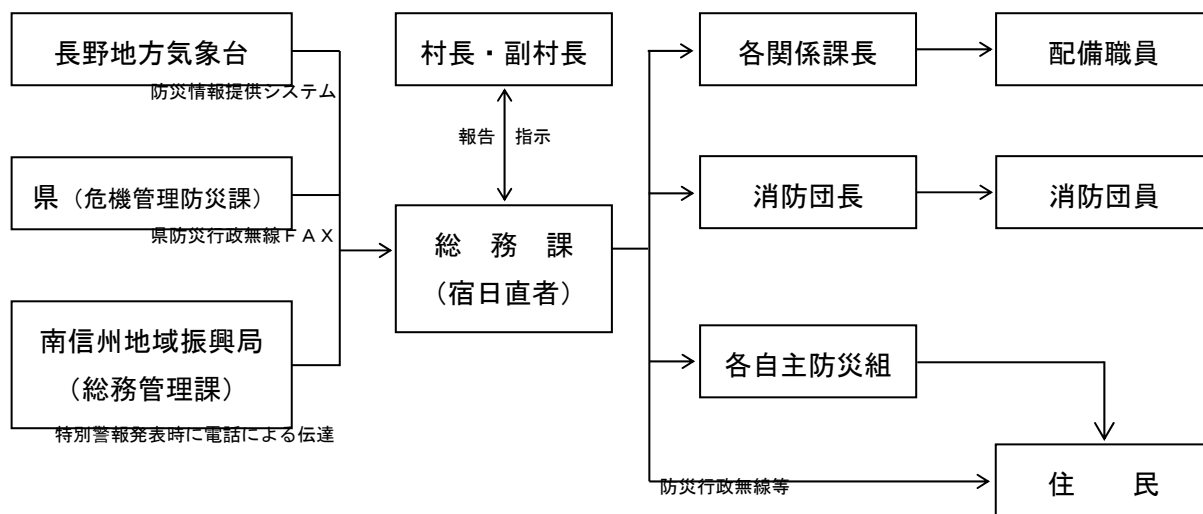
災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を村長又は警察官に通報するものとする。

オ 【水防団及び消防機関が実施する対策】

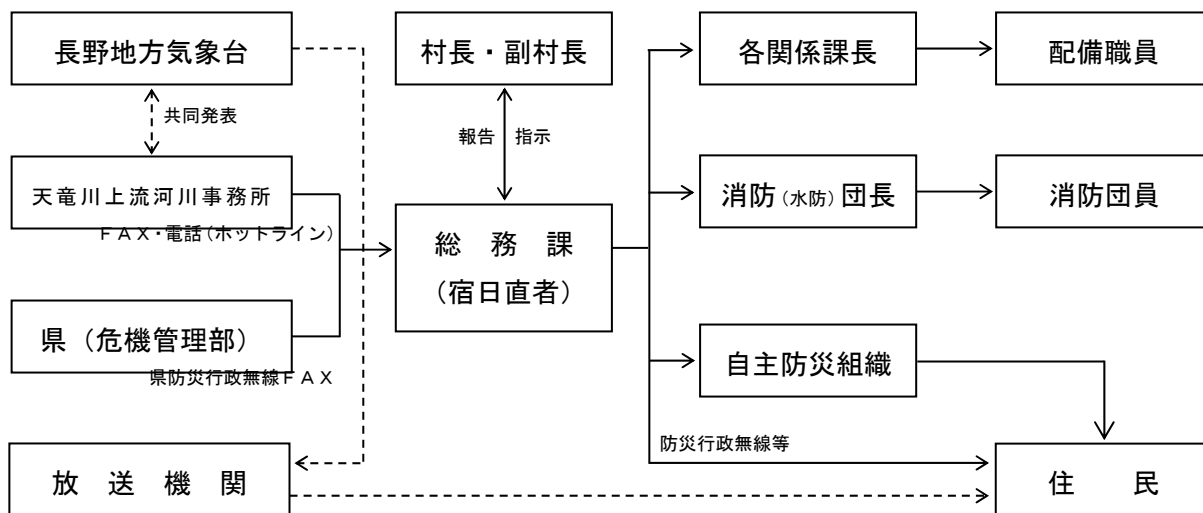
出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、村と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

別記 警報等伝達系統図

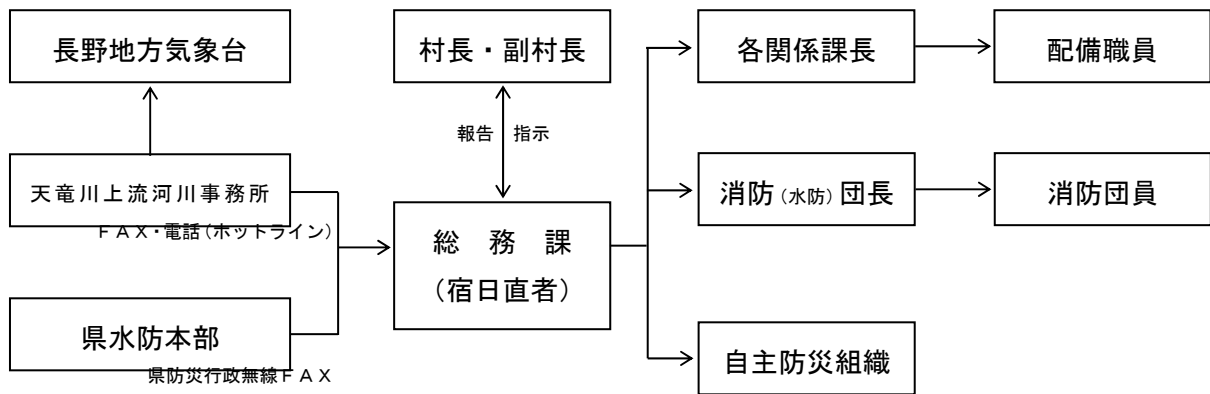
1 注意報・警報及び情報



2 洪水予報



3 水防警報



第2節 災害情報の収集・連絡活動

【各部】

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求め、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

また、村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

調査事項	調査機関（担当課）	協力機関
概況速報	総務課	県関係現地機関
人的及び住家の被害	総務課	南信州地域振興局
高齢者等避難・避難指示等避難状況	総務課	南信州地域振興局
社会福祉施設被害	施設管理者	飯田保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	産業振興課	南信州地域振興局 農業農村支援センター 家畜保健衛生所 みなみ信州農業協同組合 農業技術者連絡協議会
農地・農業用施設被害	産業振興課 高速交通対策課	南信州地域振興局 土地改良区
林業関係被害	生活環境課	南信州地域振興局 飯伊森林組合
公共土木施設被害	高速交通対策課	飯田建設事務所 地方整備局関係機関
土砂災害による被害	高速交通対策課	飯田建設事務所
都市施設被害	高速交通対策課	飯田建設事務所
水道施設被害	生活環境課	南信州地域振興局
廃棄物処理施設被害	生活環境課	南信州地域振興局
感染症関係被害	保健福祉課	飯田保健福祉事務所
医療施設被害	施設管理者	飯田保健福祉事務所
商工関係被害	産業振興課	南信州地域振興局 喬木村商工会
観光施設被害	産業振興課	南信州地域振興局
教育関係被害	教育委員会 施設管理者	南信教育事務所
村有財産被害	企画財政課	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	南信州地域振興局
火災即報	飯田広域消防	
危険物等の事故による被害	飯田広域消防	
警察調査被害	飯田警察署	村 警備業協会
水害等速報	水防関係機関	

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか資料編「被害等の認定基準」のとおりとする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、資料編「被害状況報告等の様式」による。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、別記「災害情報収集連絡系統図」のとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において南信州地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 【村が実施する事項】

- a あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、第2の2において村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告する。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。
- b 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は南信州地域振興局長に応援を求める。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

(イ) 【関係機関が実施する事項】

各関係機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【村が実施する事項】

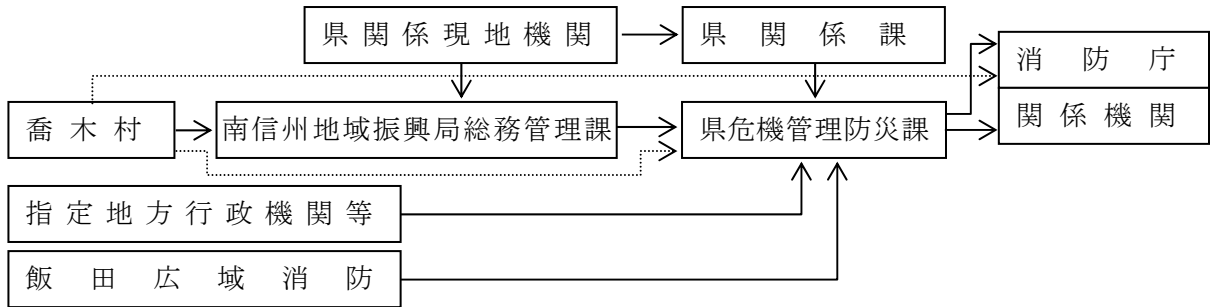
- ア 村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。
- ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 【電気通信事業者が実施する事項】

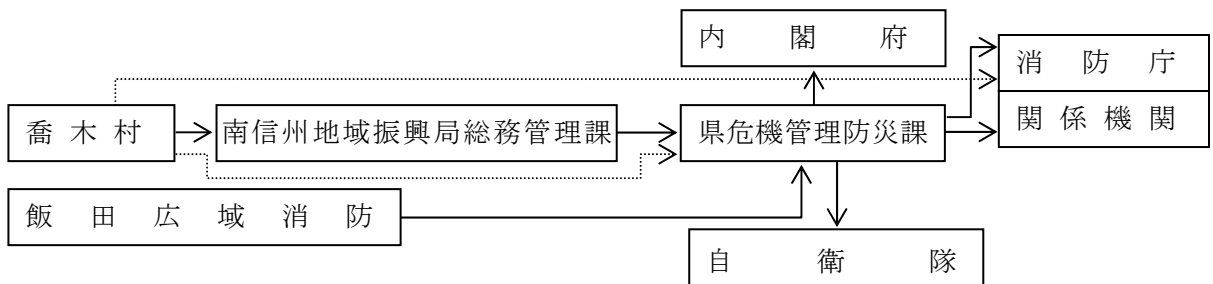
重要通信の優先的な取扱を図るものとする。

別記 災害情報収集連絡系統

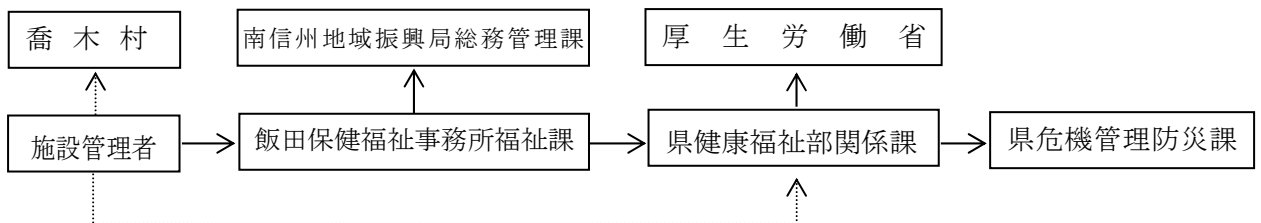
- (1) 概況速報 様式第1号 (長野県防災情報システムによる同等内容の報告含む)
 (消防庁への即報は消防庁第4号様式(その1)(表21の2))



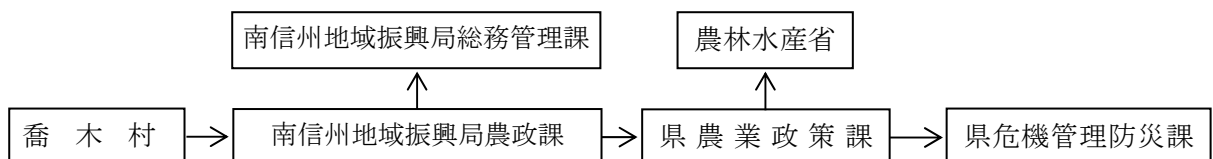
- (2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号又は消防庁第4号様式(その2) (表21の3)
 高齢者等避難・避難指示等避難状況報告
 様式2-1号又は長野県防災情報システムにより報告



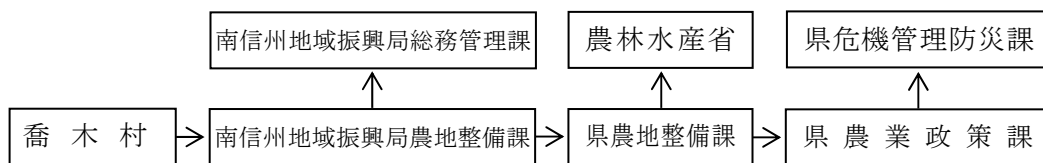
- (3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式第3号



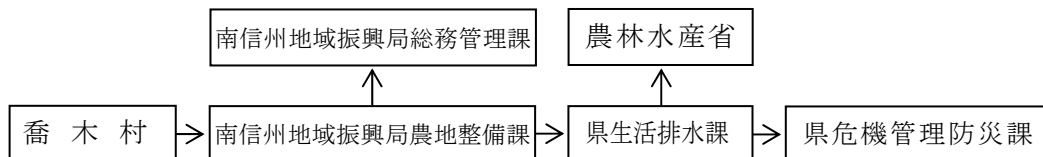
- (4) 農業関係被害状況報告 様式第5号
 ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



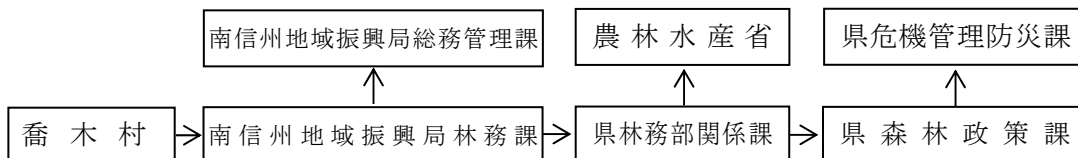
イ 農地・農業用施設被害状況報告



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

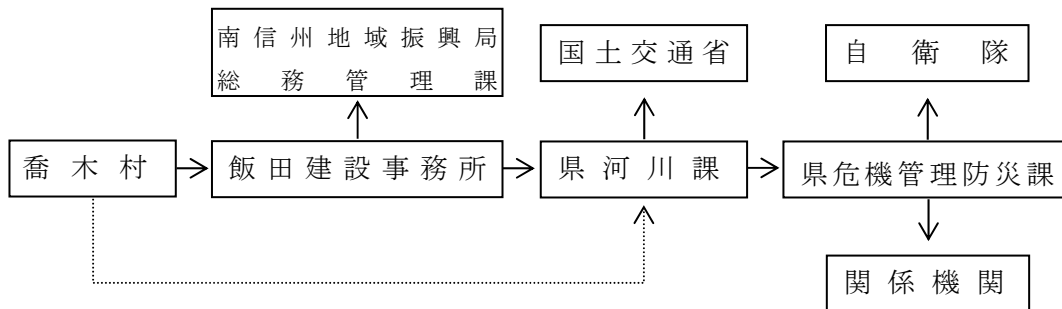


(5) 林業関係被害状況報告 様式第6号

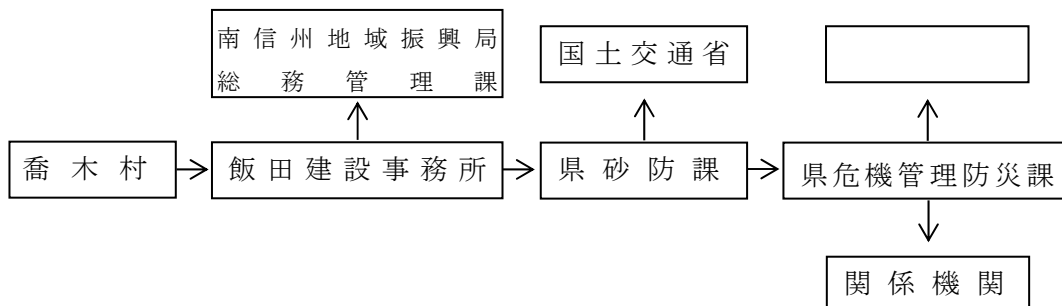


(6) 土木関係被害状況報告 様式第7号

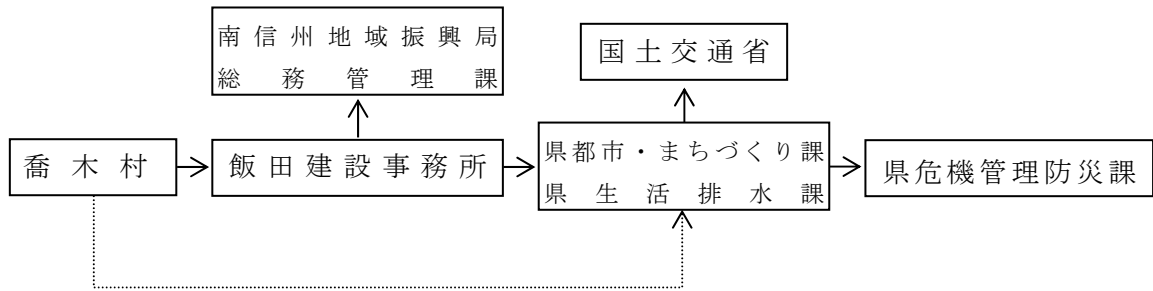
ア 公共土木施設被害状況報告等



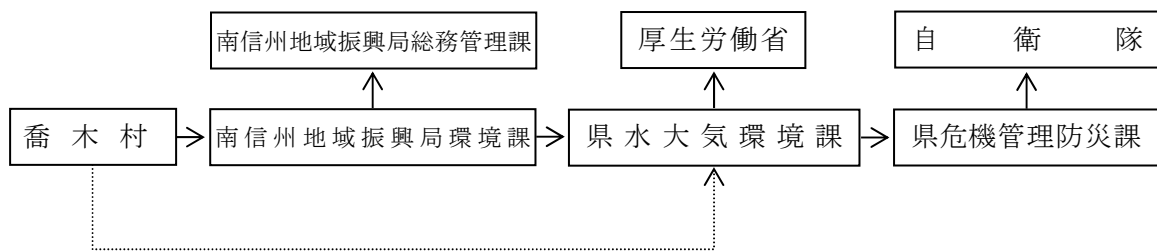
イ 土砂災害等による被害報告



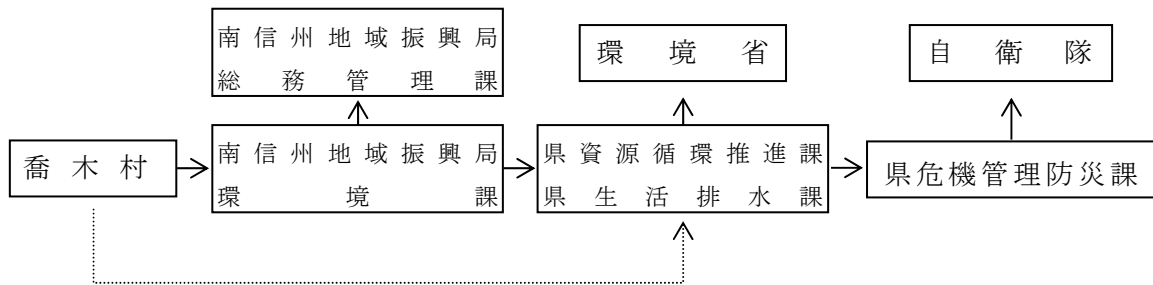
(7) 都市施設被害状況報告 様式第8号



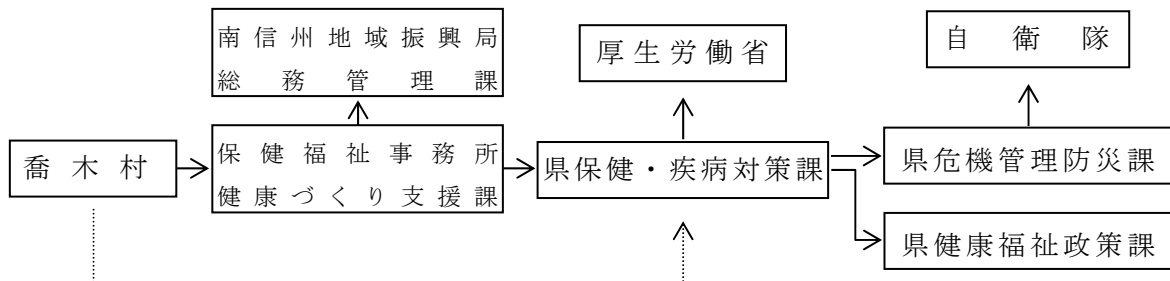
(8) 水道施設被害状況報告 様式第9号



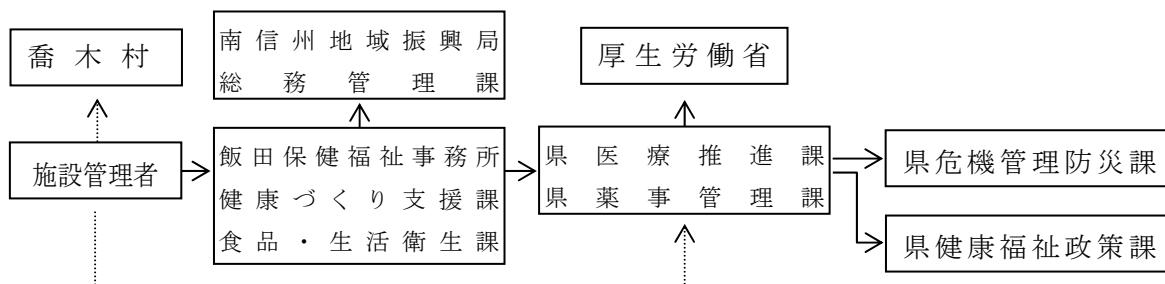
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式第10号



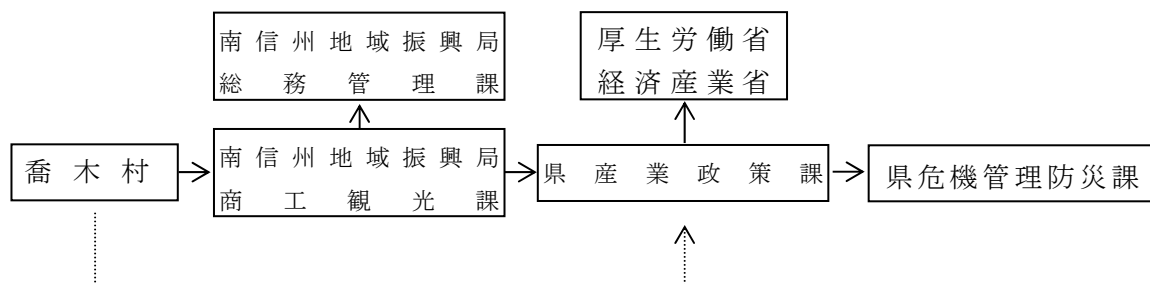
(10) 感染症関係報告 様式第11号



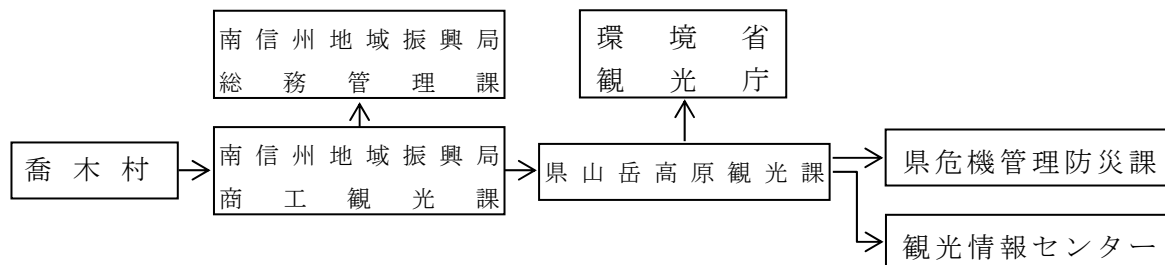
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式第12号



(12) 商工関係被害状況報告 様式第13号

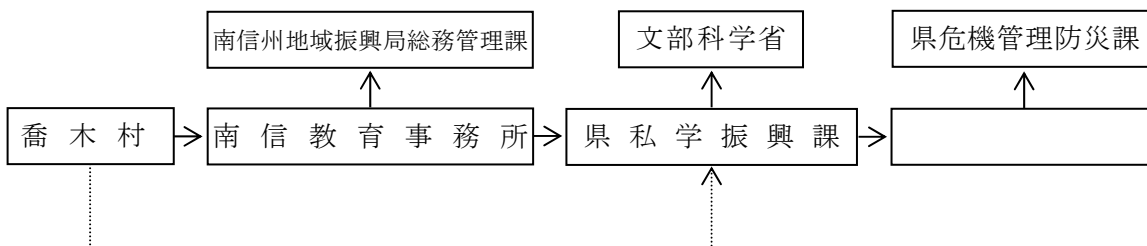


(13) 観光施設被害状況報告 様式第14号

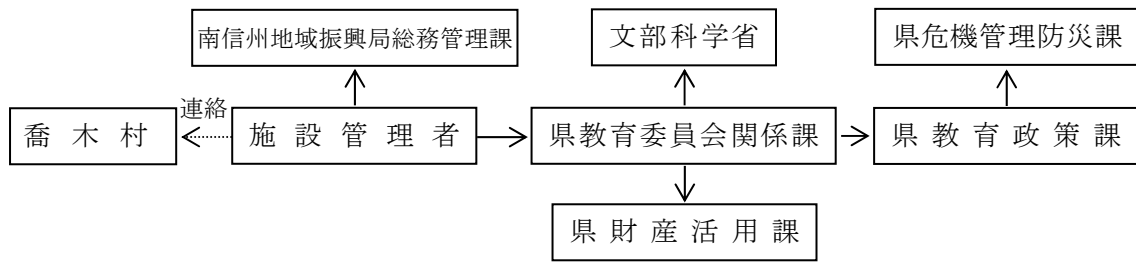


(14) 教育関係被害状況報告 様式第15号

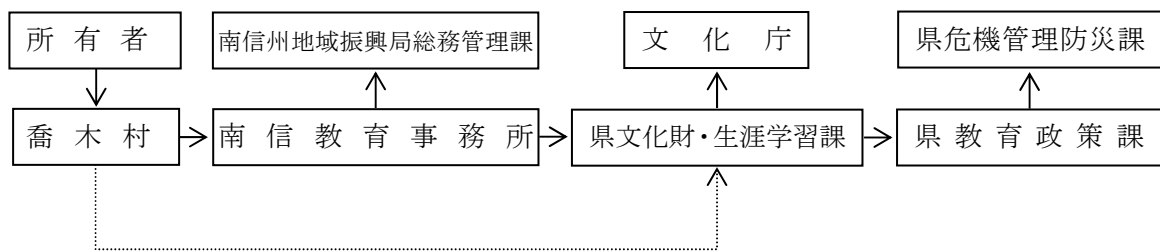
ア 村施設



イ 県施設

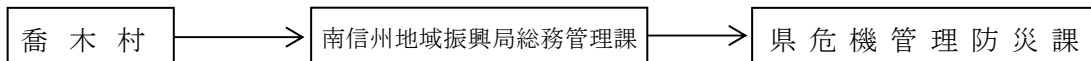


ウ 文化財

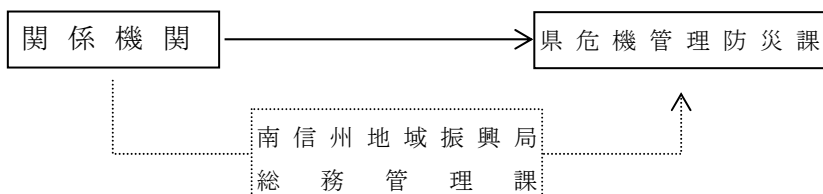


(15) 村有財産の被害状況報告 様式第17号

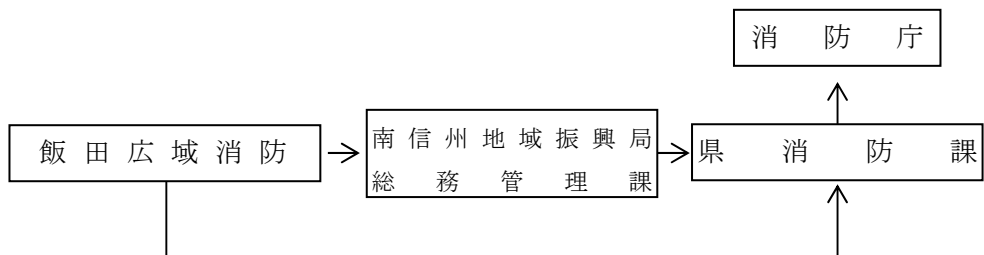
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。



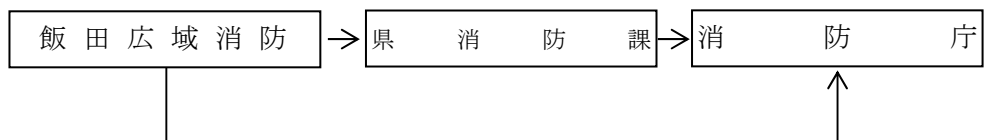
(16) 公益事業関係被害 様式第18号



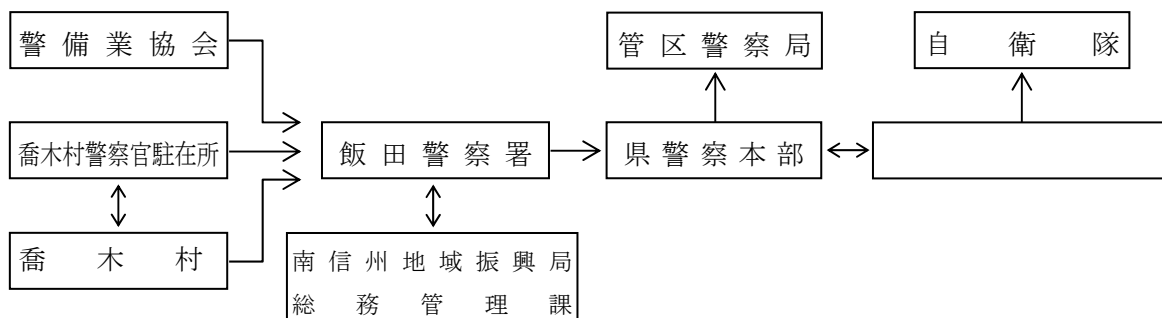
(17) 火災即報 様式第19号又は消防庁第1号様式



(18) 火災等即報（危険物に係る事故） 消防庁第2号様式



(19) 警察調査被害状況報告 様式第20号



第3節 非常参集職員の活動

【各部】

第1 基本方針

各機関は、村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第3 活動の内容

1 【村が実施する対策】

(1) 責務

村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

(2) 災害対策本部等の危機管理初動体制

ア 災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制とする。（資料編「危機管理初動体制」参照）

本部体制 (活動体制)	役割	組織	職員参集	設置及び参集基準 (いずれかを満たした場合 ◎は自動参集)
担当課対応 (警戒1次体制)	主に災害発生前に情報収集・伝達を行う	—	総務課 (3)	○大雨若しくは洪水注意報発表時 ○暴風、暴風雪若しくは大雪警報発表時 ○伊久間水位観測所の水位が水防団待機水位に到達したとき ○震度3の地震発生時 ○噴火警戒レベル3(入山規制)発表時 ○噴火速報発表時 ○浜岡原発で「施設敷地緊急事態」が発生した場合
災害警戒本部 (警戒2次体制)	避難者や軽微な被害の発生が想定される中、情報収集・共有を行う	本部長：総務課長 本部員：課等の長の内、予め定めた者	総務課 (5) 企画財政課(1) 保健福祉課(2) 高速交通対策課(6) 生活環境課(4) 教育委員会(2)	○警報に切り替える可能性が高い大雨若しくは洪水注意報発表時 ○氾濫注意情報発表時 ○伊久間水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達したとき ◎南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時 ◎東海地震調査情報(臨時)発表時 ○噴火警戒レベル4(避難準備)発表時 ○浜岡原発で「全面緊急事態」が発生した場合
警戒/対策本部 (第1配備体制)	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害予防及び災害応急対策を行う	必要に応じて災害対策本部への移行準備を行う	各課等の長(9) 総務課 (4) 企画財政課(1) 保健福祉課(7) 高速交通対策課(5) 生活環境課(3) 産業振興課(1) 教育委員会(1)	◎大雨若しくは洪水警報発表時 ◎氾濫警戒情報発表時 ◎震度4の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時 ◎東海地震注意情報発表時 ○噴火警戒レベル5(避難)発表時 ○浜岡原発で「全面緊急事態」が発生した場合 ○林野火災における空中消火実施時

災害対策本部 (第2 配備体制)	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策に特化した組織を編成し、情報収集、災害対策方針の作成、方針に沿った災害予防及び災害応急対策を行う	本部長：村長 副本部長：副村長、教育長 本部長：各課等の長	全正規職員(75)	【一般活動体制】 ◎土砂災害警戒情報若しくは特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）の発表時 ◎氾濫危険情報若しくは氾濫発生情報発表時 ○災害が発生したとき時 ◎震度5弱の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時 ◎東海地震予知情報発表時 【緊急活動体制】 ○全村的な大規模災害（複数の住家被害及び死者が想定される）が発生したとき ◎震度5強以上の地震発生時
---------------------	--	-------------------------------------	-----------	---

イ 各体制の職員参集について、各課等があらかじめ活動する人員を定めておくものとする。（資料編「非常参集人員数一覧」参照）

ウ 職員参集は状況変化に応じて、拡大、縮小する。

(3) 職員の参集

ア 参集方法

(ア) 指示によらない参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前(2)「◎ 自動参集」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集する。

(イ) その他の場合

前(2)「◎ 自動参集」以外に該当する災害事象が発生し、活動体制をとる場合は、総務課から関係職員へ参集の伝達を行う。

なお、関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておく。

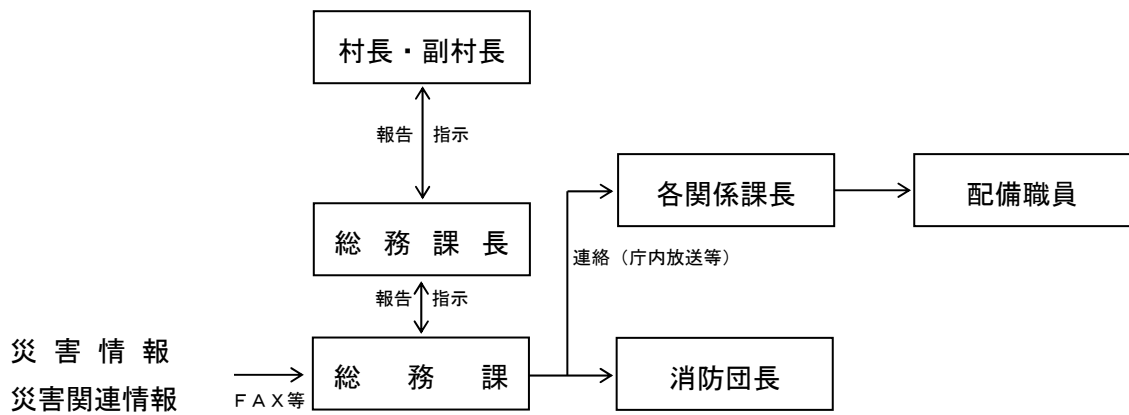
イ 参集の例外

職員の消防団員のうち、正副分団長及び部長については消防団が実施する災害応急対策に従事するものとする。なお、消防団活動に従事する時間は職務専念義務免除とする。

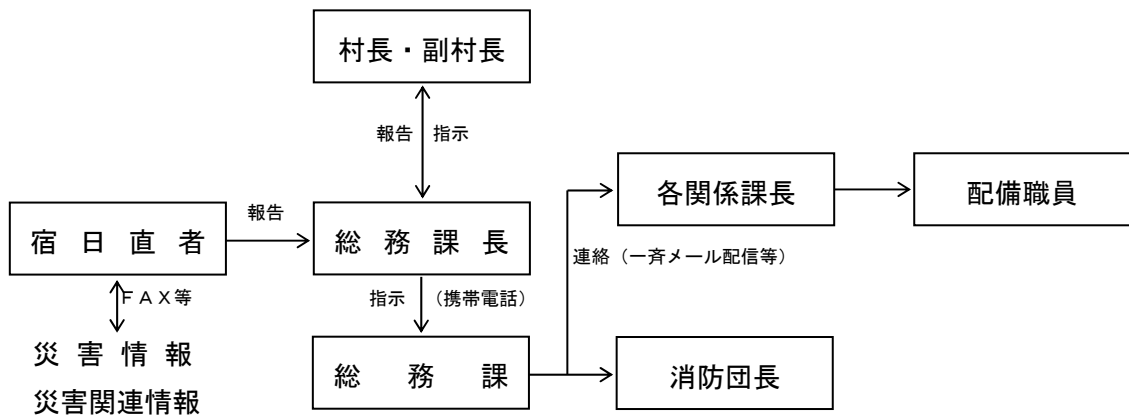
ウ 伝達系統（指示によらない参集以外の場合）

配備決定に基づく危機管理部からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



(4) 災害警戒本部の活動

ア 設置基準

村長は、前(2)「警戒2次体制」若しくは「第1配備体制」のいずれかの体制をとるべき状況のときが必要があると認めるとき及び下記の場合は、災害警戒本部を設置する。

- (ア) 警報に切り替える可能性が高い大雨若しくは洪水注意報発表時
- (イ) 氾濫注意情報発表時
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時(自動設置)
- (エ) 東海地震調査情報(臨時)発表時(自動設置)
- (オ) 噴火警戒レベル4(避難準備)発表時
- (カ) 浜岡原発で「全面緊急事態」が発生した場合

イ 災害警戒本部の組織

- (ア) 災害警戒本部の組織は、以下のとおり定めるものとする。
 - a 総務課長(本部長)
 - b 企画財政課長
 - c 保健福祉課長

- d 高速交通対策課長
- e 生活環境課長
- f 教育委員会事務局長

(イ) 本部長不在の場合は、総務課の係長が職務を代理する。

ウ 災害対策本部への移行

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、必要に応じて災害対策本部への移行準備を行うものとする。

(5) 災害対策本部の活動

ア 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織等は、喬木村災害対策本部条例及び資料編「災害対策本部組織及び事務分掌」に定めるところによる。

(ア) 本部

a 本部長

村長を災害対策本部長とする。本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

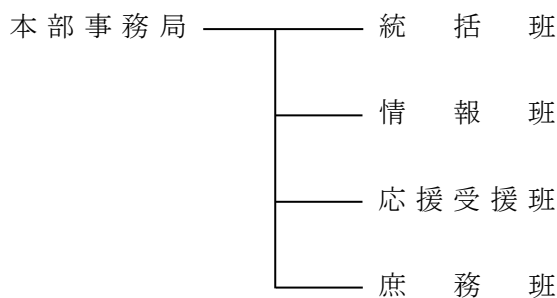
b 副本部長

副村長及び教育長を災害対策副本部長とする。副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

c 本部員

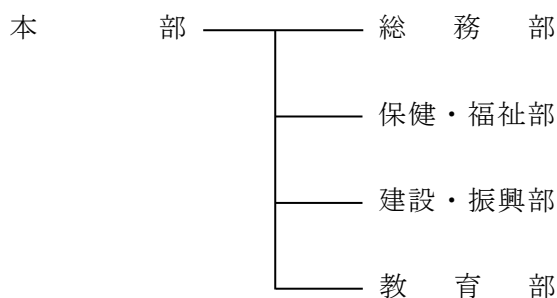
本部員は、各課等の長の職にあるものをもって充てる。本部員は、所属の部の事務を掌理する。

(イ) 本部事務局

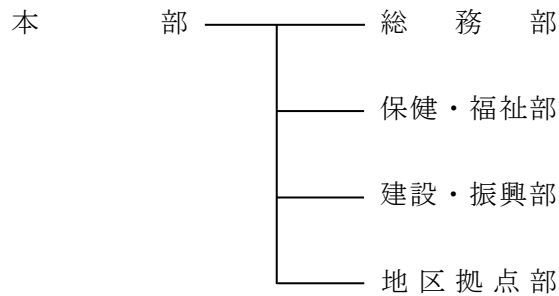


(ウ) 各部

a 一般活動体制



b 緊急活動体制



イ 県への報告

災害対策本部を設置した場合は、長野県防災情報システムにより県危機管理防災課に報告する。

ウ 災害対策本部の設置場所

- (ア) 災害対策本部は、原則として本庁舎に設置する。
- (イ) 本庁舎が被災して防災中枢機能を維持できない場合は、防災センター等の代替施設に災害対策本部を移転する。

エ 活動要領

(ア) 本部事務局の活動要領

- a 災害対策本部の初動期における組織及び運営に関しては、初動マニュアル等に定めるものとし、災害対応のフェーズの変化に応じて被災者生活再建支援に関する組織を設置する等柔軟に対応する。
- b 本部事務局の要員は、あらかじめ指名された職員等から構成する。

(イ) 各部の活動要領

- a 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報を本部事務局長に報告する。
- b 本部事務局長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。
- c 本部事務局長は、災害の状況、当該災害についての対策及び被災者に対する要望事項等を必要のつど報道機関の協力を得て周知する。
- d 各部長は、所属の各班を指揮し、所掌事務を遂行する。
- e 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集する。
- f 各部長は、所属の職員のうちから連絡調整員を指名し、基本的に本部事務局に常駐させる。

(ウ) 本部員会議

- a 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が指定する場所で開催するものとする。
- b 本部員会議は、本部員2名の参集をもって会議を開催することができるものとする。
- c 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出するものとする。

d 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部事務局長に申し出るものとする。

e 本部員会議には、国、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席も可能とする。

オ 災害拠点施設の機能確保

災害拠点施設である本庁舎及び防災センターが被災した場合に、応急的に機能を確保するため、(一社)長野県電設業協会、(一財)中部電気保安協会、(一社)長野県空調衛生設備業協会と連携し、機能確保を図るものとする。

カ 本部の廃止

本部長は、村内において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策が概ね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。

(ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき

(イ) 避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき

(ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき

(エ) 被害数値が概ね確定したとき

(オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

(6) 現地災害対策本部の設置

局地的な災害の発生等、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、被災地に現地災害対策本部を設置する。

ア 現地災害対策本部の組織

(ア) 現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、本部長が副本部長又は本部員のうちから指名し、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(イ) 現地災害対策本部員

現地災害対策本部員は、本部長が本部員又は職員等のうちから指名する。

イ 現地災害対策本部は、次の事務を処理する。

(ア) 災害情報を収集し、整理し、及びこれを本部長に報告すること。

(イ) 収集した災害情報に基づき、実施すべき災害対策について検討し、本部長に報告すること。

(ウ) 県及び関係機関の実施する災害対策に関する連絡調整をすること。

(エ) その他緊急を要する災害対策を実施すること。

(7) 災害救助法が適用された場合の体制

村内に災害救助法が適用されたときは、村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。

(8) 職員の服務基準

ア 災害警戒及び応急対策時における職員の勤務時間について、12時間ごとの交代を原則とし連続勤務は最長16時間とする。ただし、大規模災害時における発災から36時間経過時又は2回目の午後10時までの間については例外とする。

イ 所属又は勤務場所等で拘束される仮眠時間は勤務時間に含めるものとするが、アの交代基準となる連続勤務時間には含めないものとする。

ウ 災害対応に従事する職員は最低1食分の食料は持参するものとし、大規模な風水害時において現場等で食料確保が困難な状況の場合は概ね6時間経過ごとを目安に食料の手配を行うものとする。地震災害時で食料の確保が困難な状況の場合は、1日あたり1又は2食を目安として支給する。

エ 勤務場所に仮眠場所を設ける必要が生じた際には、職員の体調及びプライバシーにも配慮した場所や設備を確保するものとする。

2 【関係機関が実施する対策】

(1) 責務

ア 指定地方行政機関

村内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び本計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

村内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び本計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

ウ 公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者

村内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

(2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

イ 村に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第13普通科連隊は、村の要請に基づいて、その所属職員を災害対策本部又は同現地本部に派遣するものとする。

第4節 広域相互応援活動

【総務部】

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。（別記参照）

なお、村は、発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請にあたっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。

また、他市町村が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入体制を確立する。
- 4 応援活動にともなう経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

村が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入れ等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

【村及び飯田広域消防が実施する対策】

ア 消防に関する応援要請

(ア) 県内市町村に対する応援要請

村長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己のもつ消防力のみではこれに対処できない又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要がある

と認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

村長は、前(ア)の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

- a 緊急消防援助隊
- b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- c その他、他都道府県からの消防隊

イ 消防以外に関する応援要請

(ア) 他市町村に対する応援要請

a 村長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村(飯田市)の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前aに掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請又はあつせんを求めるものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、村は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

【村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

ア 情報収集及び応援体制の確立

村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模災害の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに行動する。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、円滑な受入体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

【村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

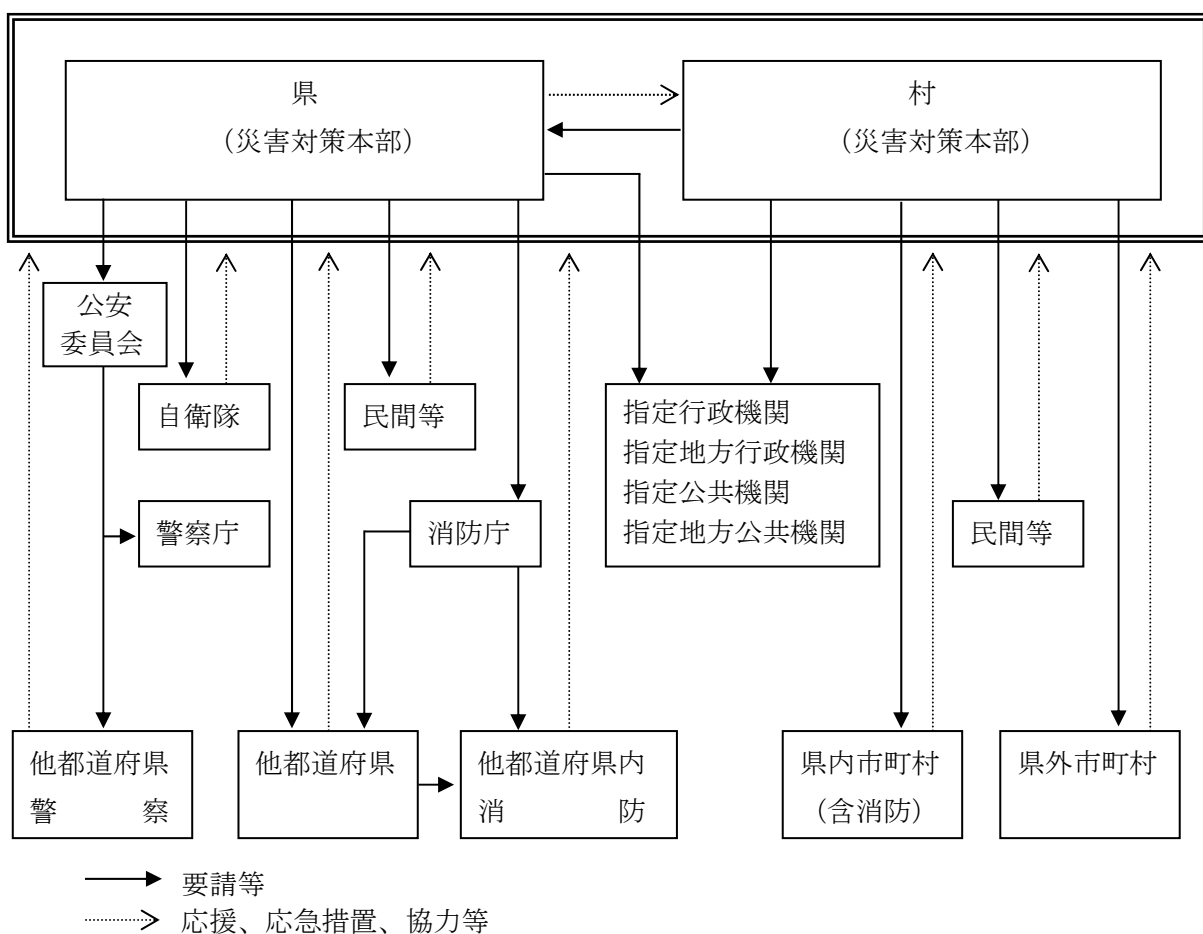
また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

- (1) 国から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。
 (災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 前(1)以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

(別記)

広域相互応援体制図



第5節 ヘリコプターの運用計画

【総務部】

第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

第2 主な活動

災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。

第3 活動の内容

1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

(1) 基本方針

消防防災ヘリコプターをまず要請するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。

名称	機種	定員	救助 ホスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災 ヘリコプター	ベル412EP	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防応援 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ	各種	6				

2 出動手続の実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続きを行う。(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア ヘリコプターの要請にあたっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請する。また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。

- ・災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
- ・活動に必要な資機材等
- ・ヘリポート及び給油体制
- ・要請者、現場責任者及び連絡方法
- ・資機材等の準備状況
- ・気象状況
- ・ヘリコプターの誘導方法
- ・他のヘリコプターの活動状況
- ・その他必要な事項

イ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとる。

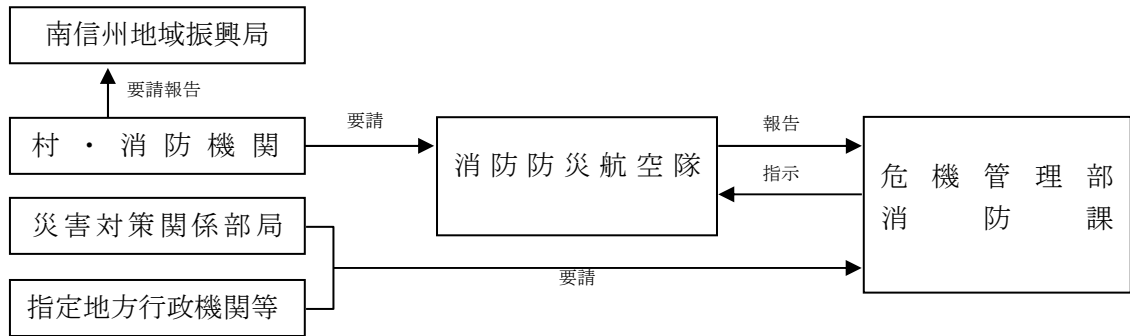
ウ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

エ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたるものとする。

(別記) ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

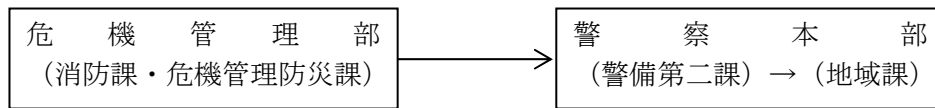
災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。



※ 連絡用無線 消防用無線（県内共通波） 呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

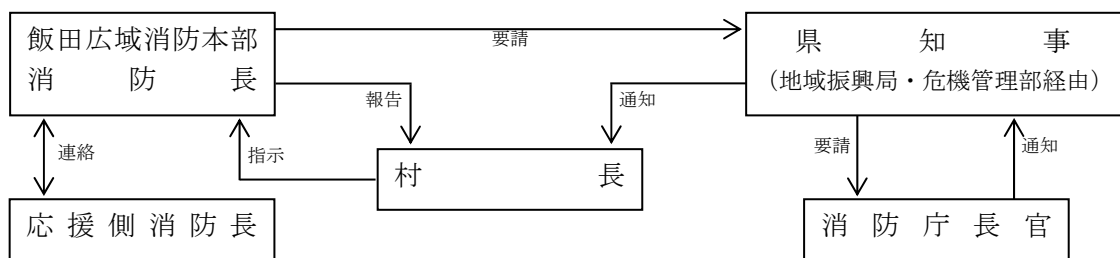
2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



3 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



(1) 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

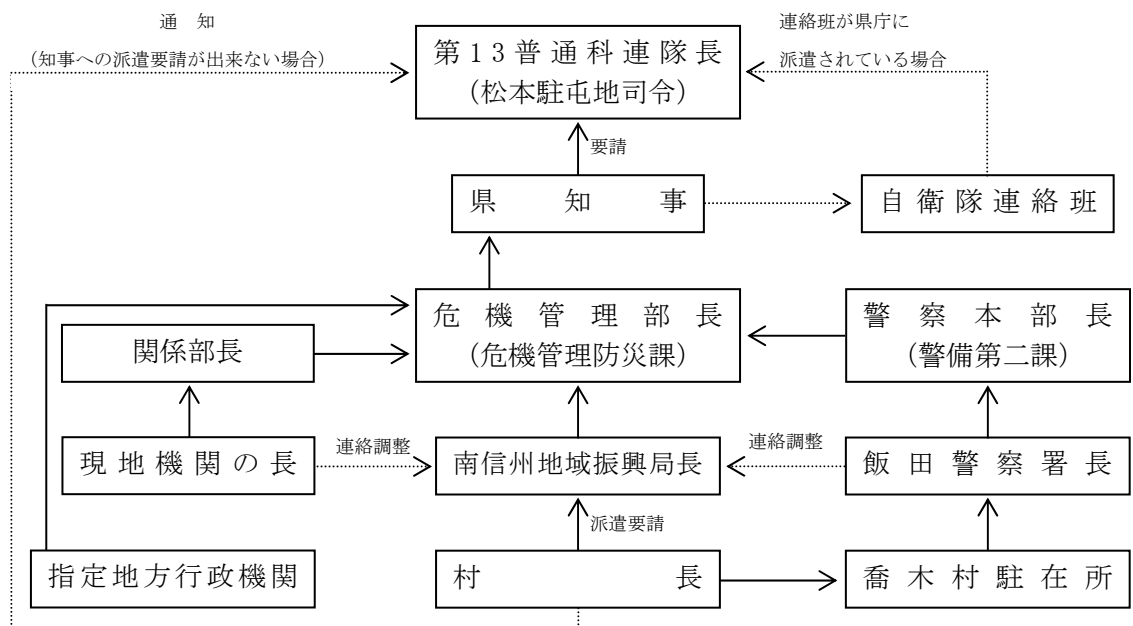
東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県
富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市

(2) 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

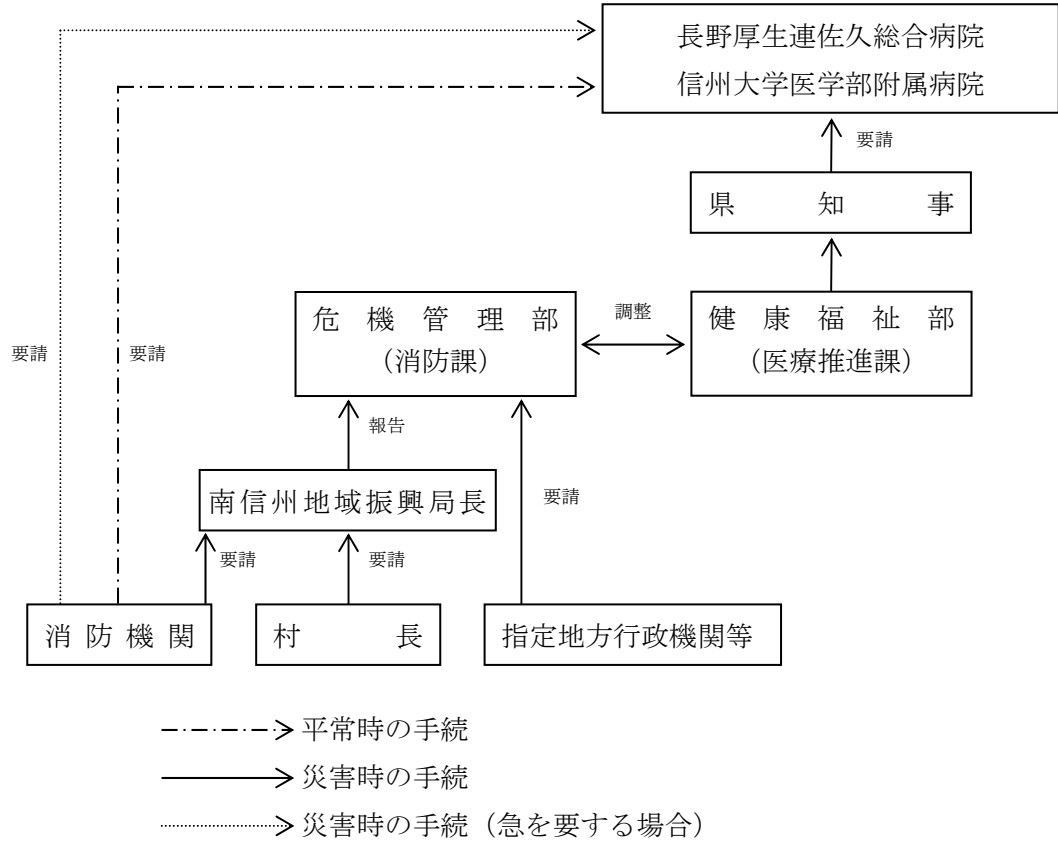
4 自衛隊ヘリコプター

要請については、第6節「自衛隊の災害派遣」による。



5 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、県危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



第6節 自衛隊の災害派遣

【総務部】

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、村長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、村等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続について定める。
- 2 県、村と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要なくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに県に対し派遣要請を求め、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を県に連絡する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 要請の要件

公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
緊 急 性	差し迫った必要があること。
非 代 替 性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(イ) 救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、概ね次による。

救 助 活 動	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等 の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の 水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それ らの啓開又は除去
応急医療、救護及び 防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急 輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資 の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸与又は 譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省 令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する 生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除 去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安 措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置

連 絡 先	
時 間 内	時 間 外
第3科長	駐屯地当直司令
TEL	TEL
NTT 0263-26-2766 (内線235)	NTT 0263-26-2766 (内線301)
防災行政無線 1-535-79	防災行政無線 1-535-61
FAX	FAX
NTT 0263-26-2766 (内線239)	NTT 0263-26-2766 (内線239)
防災行政無線 1-535-76	防災行政無線 1-535-62

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】

(ア) 部隊等との連絡調整者

部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
県災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
県現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

(イ) 現地連絡調整者の任務

- a 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれに当たる。
- b 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び村長に通知する。
- c 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市町村その他関係機関等との連絡調整を行う。
- d 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については市町村と協力し、準備を行う。
 - (a) 作業箇所及び作業内容
 - (b) 作業箇所別必要人員及び機材
 - (c) 作業箇所別優先順位
 - (d) ヘリポート
 - (e) 資材の調達方法

- (f) 本部事務所
- (g) 宿泊施設
- (h) 資材置場、炊事場
- (i) 駐車場

e 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告する。

f 災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引き継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

イ 【村が実施する対策】

(ア) 村が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。

(イ) 村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。

(ウ) 村は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

ウ 【自衛隊が実施する対策】

(ア) 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁若しくは南信州地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。

(イ) 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情が真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。

エ 【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

【村が実施する対策】

村長は、部隊の活動の必要がなくなると認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた村が負担するものとし、その内容は、概ね次のとおりとする。

(ア) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く）

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償
- (オ) 上記に記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合の県が調整して決定した経費

イ 【自体隊が実施する対策】

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、村長に請求するものとする。

第7節 救助・救急・医療活動

【総務部・保健・福祉部】

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 村、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

（1）基本方針

消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

（2）実施計画

ア 【村及び飯田広域消防が実施する対策】

（ア） 消防計画における救助・救急計画等に基づき、飯田警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

（イ） 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。

- (ウ) 消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。
- (エ) 消防機関は、救助活動にあたり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。
- (オ) 消防機関は、救急活動にあたり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。
その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。
- (カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 【住民及び自主防災組織が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療活動

(1) 基本方針

長野県災害医療活動指針及び大規模災害医療救護計画に基づいた活動を行う。

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班等による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

さらに、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、村は災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 飯伊地区包括医療協議会の定めた大規模災害医療救護計画に基づき、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては、別に掲げる医療救護活動等を行う。
- (イ) 医療救護所については、以下のとおり確保するものとし、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

応急救護所	設置場所	医療救護活動
応急救護所本部	喬木村福祉センター	(1) 包括医療救護本部との連絡調整 (2) 地区連絡所との連絡調整 (3) トリアージ (4) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定 (5) 救急処置の実施 (6) 救急活動の記録 (7) 遺体の検案 (8) 避難者の健康管理
応急救護所 (地区連絡所)	喬木中学校 喬木村中央社会体育館 喬木第二小学校	(1) 応急救護所本部との連絡調整 (2) トリアージ (3) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定 (4) 救急処置の実施 (5) 救急活動の記録 (6) 遺体の検案 (7) 避難者の健康管理

(ウ) 飯伊地区包括医療協議会と連携して収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

(エ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(オ) 医療救護活動において使用する医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

イ 【飯伊地区包括医療協議会が実施する対策】

(ア) 飯伊地区包括医療協議会は、大規模災害医療救護計画に基づき、あらかじめ救護班等を編成し、災害時の医療救護活動を行うものとする。

また、包括医療救護本部は、村から協力要請があったとき、応急救護所が開設されたとき、あるいは派遣の必要性が認められたときは、救護班を派遣するものとする。

(イ) 飯伊地区包括医療協議会は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行うものとする。

- (ウ) 村内医療機関は、本部より出動指示があるまで、自院で応急患者のトリアージ及び応急処置を行い、必要に応じて搬送指示をするものとする。
 - (エ) 災害拠点病院、支援病院等は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。
 - (オ) 飯伊地区包括医療協議会は、医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。また、包括医療救護本部は、村から協力要請があったとき、あるいは派遣の必要性が認められたときは、薬剤班を派遣するものとする。
- ウ 【関係機関が実施する対策】
- (ア) 日本赤十字社長野県支部長は、県、村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別掲の医療救護活動等にあたる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣するものとする。
 - (イ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受け入れを円滑かつ効率的に行うものとする。
 - (ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3箇所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送するものとする。
また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請するものとする。
 - (エ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする。
 - (オ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県、村からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。
 - (カ) （一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。
 - (キ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。
 - (ク) （公社）長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行うものとする。
 - (ケ) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。
- ウ 【住民が実施する対策】

- (ア) 発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。
- (イ) 大規模災害医療救護計画に基づき、傷病者は直近の診療所を受診しトリアージと応急処置を受け、トリアージ「赤」傷病者は災害拠点病院へ、「黄」は災害支援病院群へ、「緑」は一旦帰宅を基本とするものとする。

第8節 消防・水防活動

【総務部・建設・振興部】

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【村及び飯田広域消防が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

c 応援要請等

(a) 村長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行う。

(b) 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(イ) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村（水防管理団体）が実施する対策】

(ア) 監視・警戒活動

水防管理者（村長）は、管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。（資料編「重要水防区域」参照）

(イ) 通報・連絡

水防管理者は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保する。

(ウ) 水防活動の実施

水防管理者は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

(エ) 応援による水防活動の実施

a 村長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行う。

b 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により、要請する。

(オ) 内水氾濫に係る水防活動の実施

a 伊久間排水樋門操作

樋門の操作については、「天竜川水系天竜川伊久間排水樋門操作管理規定」によるものとする。

b 内水排除活動

内水氾濫の発生し、又は発生が予想される場合は、樋門操作にあわせ、排水ポンプ等の水防資器材による内水排除活動を実施する。

イ 【ダム・水門等の管理者が実施する対策】

ダム等の管理者は、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行うものとする。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報するものとする。

(ア) 洪水警戒時における措置

管理する施設への最大流入量等を予測し、予備放流等の必要な措置をとるものとする。

(イ) 洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水調節可能なダム等については、洪水を調節するなど、的確な操作を行うものとする。

(ウ) 緊急時の措置

計画規模を超える洪水時に操作を行う場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす可能性のある範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報するものとする。

施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報するものとする。

第9節 要配慮者に対する応急活動

【総務部・保健・福祉部】

第1 基本方針

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 避難受入れ活動

(1) 基本方針

県、村及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、音声告知放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

(イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

村は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

(ウ) 避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行うものとする。

a 避難における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

b 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置の上、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

d 外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。

e 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、FAX、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(エ) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

a 在宅者の訪問の実施

村は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

b 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

c 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

d 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

(オ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

イ 【関係機関等が実施する対策】

(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、村から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

発災時において、村から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入れ等について、村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するものとする。

(ウ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させるものとする。

2 広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市町村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認の上、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

イ 【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努めるものとする。

第10節 緊急輸送活動

【総務部・建設・振興部】

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部事務局が行う。
- 2 主要道路を優先した応急復旧を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 3 輸送関係機関等の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 4 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。
- 5 応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認を受ける。

第3 活動の内容

1 緊急輸送の調整

(1) 基本方針

交通の確保は災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議の上、災害対策本部事務局が必要な調整を行うものとする。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】（災害対策本部事務局）

- ア 道路管理者等に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。
- イ 関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関し、必要な要請、依頼等の調整を行う。

2 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線復旧が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

また、応急復旧にあたっては、各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 発災時は、緊急交通路確保のため、警察と協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。
- (イ) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (ウ) 計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- (エ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、農道、林道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 国道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については、速やかな応急復旧を行うものとする。（中部地方整備局）
- (イ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により、県、村の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努めるものとする。（中部森林管理局）
- (ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して村が行う活動に対する支援を実施するものとする。

3 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関等の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡するものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】（自衛隊、北陸信越運輸局、(公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会)

(ア) ヘリコプター運航機関は要請に基づいて直ちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものとする。(自衛隊等)

(イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。(北陸信越運輸局)

(ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。(北陸信越運輸局)

(エ) (公社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。

a 道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。

b 県下7地区(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。

c 輸送にあたっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。

d 広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国霊柩自動車協会との連携により対応する。

(オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(公社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。

(カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(一社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。

(キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。

(ク) (公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行うものとする。

4 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】

第2章第9節「緊急輸送計画」において各市町村が定める輸送拠点の内から、被災状況に応じて必要な広域物資輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底する。

イ 【村が実施する対策】

- (ア) 広域物資輸送拠点等から供給される物資を受け入れ、避難所に向けて物資を送り出すための地域内輸送拠点を指定する。(資料編「地域内輸送拠点一覧」参照)
- (イ) 各避難所での必要物資について、地域内輸送拠点と連携を密接にする。

5 緊急通行車両等の確認

(1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両等であることの確認を受ける。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 緊急通行車両等の確認

緊急通行車両等の確認を受けようとするときは、県又は県警察（公安委員会）において、事前届出済証又は確認申出書を提出し、緊急通行車両確認基準により審査を受け、審査の結果、緊急通行車両と認められる場合は、確認証明書及び標章の交付を受ける。その場合、次の事項に留意する。

- (ア) 証明書は、当該車両に備え付けておくこと。
- (イ) 標章は、当該車両の前面の見えやすい箇所に掲示すること。
- (ウ) 警察官から通行に関する指示を受けたときはこれに従うこと。
- (エ) 証明書及び標章は、用済後廃棄し、他人に与えないこと。

イ 緊急通行車両確認の基準

次のいずれにも該当する車両を緊急通行車両として認めるものとする。ただし、災害の規模、道路交通事情の変化等によって別に指示を受けた場合は、指示された事項によって確認するものとする。

- (ア) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の次に掲げる事項を行う車両
 - a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - e 施設及び設備（交通、通信、電気、ガス、水道等）の応急の復旧に関する事項
 - f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - h 緊急輸送の確保に関する事項
 - i a から h までに掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

第11節 障害物の処理活動

【建設・振興部】

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 実施機関

- a 村管理の道路施設上の障害物の除去は、建設・振興部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 放置車両等の移動等

- a 村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (エ) 応援協力体制
 - a 村内に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。
 - b 村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。
- イ 【関係機関が実施する対策】
 - (ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む）の除去は、その者が行うものとする。
 - (イ) 障害物除去の方法
 - a 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能を図るものとするものとする。（中部地方整備局）
 - b 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努めるものとする。
 - c 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
 - (ウ) 放置車両等の移動等
 - a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。
 - b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。
 - (エ) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
 - (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、村長に応援協力を要請するものとする。
 - b 村から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 実施機関

- a 村管理の道路施設上の障害物に係る集積は建設・振興部が行い、処分は関係部局の協力を得てその所有者又は管理者が行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 必要な資機材等の整備

- a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
- b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。

(エ) 障害物の集積場所

概ね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。(資料編「障害物一時集積場所一覧」参照)

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a 村内に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。
- b 村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、概ね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、村長に応援協力を要請するものとする。
- b 村から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

第12節 避難受入及び情報提供活動

【各部】

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である村長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、村内には、多くの要配慮者利用施設が浸水想定区域内に所在しているため高齢者等避難の提供や、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

（注）避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

警戒レベルの一覧表の表記上の留意点

- ① 警戒レベル5は命の危険が極めて高く警戒レベル4までとは異なる段階であることを示すため、警戒レベル5と4以下の間に区切り等を設ける。また、区切り部分にスペース上文字を入れることができる場合は、その区切りの趣旨として「警戒レベル4までに必ず避難！」と記載する。
- ② 警戒レベル4又は3が発令されるタイミングで避難することが明確になるよう、警戒レベル4及び3を強調する（太文字、行の高さを高くする等）。
- ③ 配色（R,G,B）は5は黒（12,0,12）4は紫（170,0,170）3は赤（255,40,0）2は黄（242,231,0）1は白（255,255,255）を用いる。

### 第2 主な活動

- 1 高齢者等避難の提供、避難指示の実施を適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 村長は、必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 村は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。



- 6 県及び村は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

##### (1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、高齢者等避難の伝達、避難指示を行う。

高齢者等避難を伝達する場合、避難指示を行う場合は関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、高齢者等避難の伝達、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

(資料編「避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアル」参照)

##### (2) 実施計画

##### ア 実施機関

##### (ア)

実施事項	機関等	根拠法	対象災害
避難指示	村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
指定避難所の開設、受入れ	村長		

(イ) 知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前(ア)における村長の事務を、村長に代わって行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、村に積極的に助言するものとする。

##### イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

- 「高齢者等避難」

災害の発生するおそれがあり、避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者やその支援者に立退き避難を呼びかける行為をいう。

○「避難指示」

災害の発生するおそれが高い状況で、住民を指定緊急避難場所へ立退き避難させるためのものをいう。

○「緊急安全確保」

災害が発生又は切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある場合に、垂直避難等の相対的に安全な場所へ直ちに移動等することを中心とした行動へと行動変容するよう促すためのもの。

ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等

(ア) 村長の行う措置

a 避難指示

災害が発生するおそれが高い場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示、を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示する。

また、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

- (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）
- (d) 天竜川上流河川事務所・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- (f) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- (g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域
- (j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (k) 避難路の断たれる危険のある地域

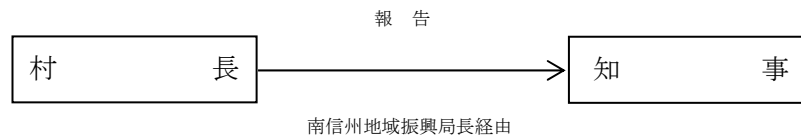
- (l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (m) 酸素欠乏若しくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 高齢者等避難

災害の発生するおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動をとらなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を伝達するものとする。

- (a) 長野地方気象台から大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪に関する警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (b) 天竜川上流河川事務所・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

c 報告（災害対策基本法第60条）



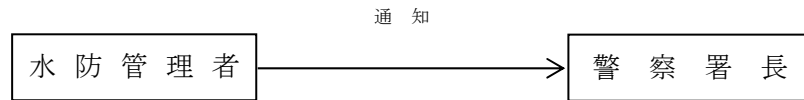
（報告様式は第2節「災害情報の収集・連絡活動」第2の4参照）

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、河川の氾濫により危険が切迫していると認めるときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



エ 避難指示の時期

前ウ（ア） a（a）～（m）に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要とする場合に発令する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

オ 避難指示、高齢者等避難の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、高齢者等避難の伝達についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 指定緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

- (ア) 避難指示、高齢者等避難を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 村長以外の指示者は、村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は、危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

- (オ) 県及び村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (カ) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、音声告知放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

#### キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

#### ク 村有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命又は身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示、高齢者等避難は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

### (2) 実施計画

#### ア 実施者

- (ア) 村長、村職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項—村長又はその職権を行う者がその場にはいない場合に限る）なお県は、被災により村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

(ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ (2) ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

### 3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示、を行った場合は、人命の安全を第一に、混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア 【避難指示等実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(イ) 誘導の方法

a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

c 危険地域には、標示、縄張を行うほか、状況により誘導員を配置する。

- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。  
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。
- g 村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
- h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、南信州地域振興局を經由して県へ応援を要請する。状況によっては、直接他市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。
- i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限活用する。
- j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きにあつての携帯品を必要に応じ最小限度(貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とするよう適宜指導する。

イ 【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

村は、受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底

を図る。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、他市町村にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

- (イ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (ウ) 避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。
- (エ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。
  - a 避難者
  - b 住民
  - c 自主防災組織
  - d 他の地方公共団体市町村
  - e ボランティア
  - f 避難所運営について専門性を有した外部支援者
- (オ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。
- (ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。



- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (サ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。
  - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
  - c 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
    - (a) 介護職員等の派遣
    - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
    - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
  - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
  - e 大画面テレビ、FAX、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (シ) 指定避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (ス) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、適切な対策を行う。
- a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている学校施設が利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
 

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
  - b 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ村に協力する。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。
  - c 児童生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (セ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

(ソ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 自主防災組織は、指定避難所の運営について必要に応じ村長に協力するものとする。

(イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。

(ウ) 日本赤十字社長野県支部は、村災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。

a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供

b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊出し、救援物資の輸送等）

(エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、村に提供するものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

指定避難所の管理運営については村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が他市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。

イ 被災者が他市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。

ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

エ 他市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

## 6 住宅の確保

### (1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が応急住宅の提供を行う。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

(イ) 応急仮設住宅の建設のため、村有地又は私有地を提供する。(資料編「応急仮設住宅建設候補地一覧」参照)

(ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

オ 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

カ 応急仮設住宅の入居者の決定

(ア) 応急仮設住宅への入居にあたっては、以下のすべてを満たす者とする。なお、入居に際しては、地域的な結びつき等に配慮するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進めるものとする。

a 次のいずれかに該当する者

(a) 住家が全焼、全壊又は流出し、居住する住居がない者

(b) 半壊(大規模半壊を含む)であっても、水害により流入した土砂等により住居としての利用ができず、自らの住居に居住できない者

(c) ライフラインが途絶している等により、長期にわたり自らの住居に居住できない者

b 自らの資力では住居を確保することができない者

- (イ) 入居者の選定にあたっては、選考委員会を設置し、原則として以下により構成する。
- a 村関係課の長（生活環境課長、総務課長、保健福祉課長）
  - b 各区等の長
  - c 民生委員・児童委員

## 7 被災者等への的確な情報伝達

### (1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

(ア) 村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(イ) 村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(ウ) 村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(エ) 村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

#### イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

## 第13節 孤立地域対策活動

【総務部・建設・振興部】

### 第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。

情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。

孤立が予想される地域が存在する当村の災害応急対策は、以下の優先順位をもってあたるものとする。

- 1 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

### 第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては村から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系防災行政無線機器等を配置するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

### 第3 活動の内容

#### 1 孤立実態の把握対策

##### (1) 基本方針

すべての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平常時からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

##### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

ア 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

イ 孤立予想地域に対し、衛星携帯電話、N T T回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

## 2 救助・救出対策

### (1) 基本方針

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に報告する。

イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出を図る。

## 3 通信手段の確保

### (1) 現状及び課題

衛星携帯電話、N T T回線及び防災行政無線等が不通となった場合、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をすることが不可能となる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

職員の派遣、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

#### イ 【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話株）

(ア) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

(イ) 避難所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するものとする。

#### ウ 【住民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に自ら努めるものとする。

## 4 食料品等の生活必需物資の搬送

### (1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に

行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

イ 【住民が実施する対策】

(ア) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあうものとする。

(イ) 住民自らも、隣接地域及び村との連絡確保に努めるものとする。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物資ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

孤立地域に通じる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努める。

イ 【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。



## 第14節 食料品等の調達供給活動

【保健・福祉部】

### 第1 基本方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

### 第2 主な活動

- 1 村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

### 第3 活動の内容

#### 1 食料品等の調達

##### (1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村や県の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 村は災害発生時に、自主防災組織からの備蓄食料の供給要請に備え、品目別に数量を確認するとともに、要請があった場合、村の備蓄食料の供給を行う。
- (イ) 村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（南信州地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。
- (ウ) 生活協同組合コープながのとの協定に基づき食料の供給を要請する。

#### イ 【関係機関が実施する対策】

##### (ア) 農林水産省

農林水産省は、知事又は村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引き渡しを行うものとする。

- (イ) 米穀販売事業者  
「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。
- (ウ) 卸売市場業者  
生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

## 2 食料品等の供給

### (1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず村の備蓄食料の供給を行う。
- (イ) 村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（南信州地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。
- (ウ) 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

#### イ 【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

村災害対策本部並びに日赤地区・分区と連携を取り、赤十字防災ボランティアの労力を提供し炊出し等、被災者援護に協力するものとする。

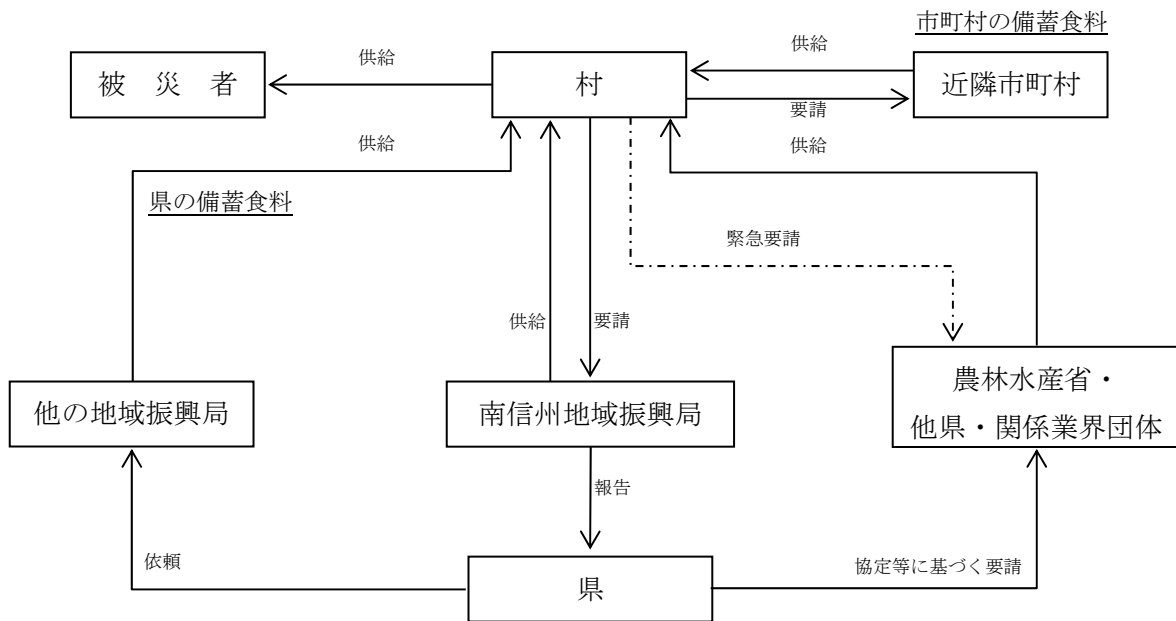
#### ウ 【住民が実施する対策】

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

#### 〈応急用米穀の供給基準〉

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米200グラム
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米300グラム

〈食料の調達供給に関する図表〉



## 第15節 飲料水の調達供給活動

【建設・振興部】

### 第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

### 第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

### 第3 活動の内容

#### 1 飲料水の調達

##### (1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等にろ水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

村で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

##### (2) 実施計画

#### ア 【水道事業者（村）が実施する対策】

- (ア) 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- (イ) 上水道水源及び配水池から給水タンク、ポリタンク等を用いて車両等により搬水する。
- (ウ) プール等にろ水器等を搬入し、飲料水の確保を行う。
- (エ) 村で対応が困難な場合は応援要請を行う。

#### イ 【住民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

## 2 飲料水の供給

### (1) 基本方針

村は、本計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

### (2) 実施計画

#### 【水道事業者（村）が実施する対策】

ア 断水地域の把握等、情報の収集を行う。

イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。

ウ 給水用具の確保を行う。

エ 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク、給水袋、ボトルウォーター等により、1人1日3ℓ以上の飲料水を供給する。

オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度（1人1日20ℓ）の供給を図る。

カ 被災の状況により、村のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。

キ 復旧作業にあたり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。（資料編「上下水道工事指定店一覧表」参照）

ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

## 第16節 生活必需品の調達供給活動

【保健・福祉部】

### 第1 基本方針

災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には村の備蓄分を供給するが、被災状況等により不足する場合は、県及び他市町村へ要請する。

このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

### 第2 主な活動

被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、村では調達できないものについて、県及び災害時相互応援協定等により他市町村への協力を要請する。

### 第3 活動の内容

#### 1 生活必需品の調達

##### (1) 基本方針

村及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努める。

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する対策】

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県及び災害時相互応援協定等により他市町村へ要請する。

#### 2 生活必需品の供給

##### (1) 基本方針

村及び関係機関は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・配分する。

特に、要配慮者については、供給・配分について優先的に行うなど十分配慮する。

イ 【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

村災害対策本部並びに日赤地区・分区と連携を取り、赤十字防災ボランティアの労力を提供し、生活必需品の供給に協力するものとする。

## 第17節 保健衛生、感染症予防活動

【保健・福祉部】

### 第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

### 第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。  
また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置をとる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、衛生指導、健康調査等の感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、消毒等のまん延防止措置をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 保健衛生活動

##### (1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を要請する。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置をとる。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被災者の避難状況を把握し、飯田保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告する。
- (イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。
- (ウ) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (エ) 被災者の食料確保のため、炊出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

###### イ 【関係機関が実施する対策】



- (ア) 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努めるものとする。
- (イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努めるものとする。
- (ウ) 栄養士会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊出し等を行うよう努めるものとする。
- (エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておくものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。
- (イ) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行うものとする。

## 2 感染症予防対策

### (1) 基本方針

感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携のもとに衛生指導、健康調査等の感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、応急救護所等を中心とする感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。
- (イ) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む）、機材の確保を図る。
- (ウ) 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。
- (エ) 感染症の発生を未然に防止するため、飯田保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。  
また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。
- (オ) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

- (カ) 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。
- (キ) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、飯田保健福祉事務所を経由して県へ報告する。
- (ク) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、飯田保健福祉事務所を経由して県に提出する。
- (ケ) 災害感染症予防対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、飯田保健福祉事務所を経由して県に提出する。

イ 【住民が実施する対策】

県及び村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。

また、避難所においては、村の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。

## 第18節 遺体の捜索及び対策等の活動

【総務部】

### 第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にし、飯伊地区包括医療協議会による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処置を遅滞なく進める。

### 第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の捜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体対策を施す。

### 第3 活動の内容

#### 1 遺体の捜索及び処置

##### (1) 基本方針

ア 遺体の捜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。

イ 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な対応を行う。

ウ 多数の遺体の検視については、飯田警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。

エ 検視場所、遺体死体安置場所等をあらかじめ把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空き地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

##### (2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 遺体の捜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

(イ) 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容するものとする。

なお、場所についてはあらかじめ選定しておくことが望ましい。また、収容に必要な機材を確保する。

(ウ) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

(エ) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。

- (オ) 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。
- (カ) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。
- (キ) 遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

イ 【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、飯伊地区包括医療協議会、災害拠点病院等により編成された救護班等は、必要に応じて、洗浄、検案等の対応を行うものとする。

## 第19節 廃棄物の処理活動

【建設・振興部】

### 第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

村のごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行うものとする。

### 第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 ごみ、し尿の処理対策

##### (1) 基本方針

被災地における衛生環境を確保するため廃棄物の処理活動を行う。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- (イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置をとり廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (ウ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。
- (エ) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。(資料編「災害廃棄物等仮置場一覧」参照)
- (カ) 収集にあたっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平時の分別区分による収集に努める。
- (キ) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。

(ク) 災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに南信州地域振興局へ報告する。

イ **【住民が実施する対策】**

住民は、災害により発生したごみを村が指定した場所に搬入するものとする。

搬入にあたっては、分別区分等村が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、村のみでは廃棄物処理が困難と認められるときは、広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

**【村が実施する対策】**

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

## 第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

【総務部・建設・振興部】

### 第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 社会秩序の維持

##### (1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する対策】

ア 広報啓発活動の推進

イ 生活安全指導員会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

#### 2 物価の安定、物資の安定供給

##### (1) 基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖等から、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

##### (2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 買占め売借しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。

(イ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

- (ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (エ) 買占め売惜しみ及び便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (オ) 村内及び広域圏で流通業者との連携を図る。

イ **【企業等が実施する対策】**

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

ウ **【住民が実施する対策】**

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。



## 第2 1 節 危険物施設等応急活動

【総務部・飯田広域消防】

### 第1 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

### 第2 主な活動

危険物施設における、P R T R対象物質等の危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 共通事項

##### (1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の完全を確保する。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村及び飯田広域消防が実施する主な対策】

##### (ア) 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

##### (イ) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。

##### (ウ) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

##### (エ) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保するものとする。

##### (オ) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(カ) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、隣接市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

イ 【危険物施設等管理者が実施する対策】

(ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置をとるものとする。

(イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡するものとする。

## 2 危険物施設応急対策

### (1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

### (2) 実施計画

#### 【村及び飯田広域消防が実施する対策】

#### ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命じる。

#### イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

#### ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

#### (ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をするものとする。

#### (イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

#### (ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

c 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

d 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

## 第22節 電気施設応急活動

【総務部】

### 第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
- 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止

を重点的に応急対策を推進するものとする。

### 第2 主な活動

- 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 応急復旧体制の確立

##### (1) 基本方針

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立するものとする。

##### (2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】(中部電力㈱)

ア 計画に基づいて職員を召集するとともに、直ちに被害状況の確認を行うものとする。

イ 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立するものとする。

ウ 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立するものとする。

#### 2 迅速な応急復旧活動

##### (1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努めるものとする。

##### (2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】(中部電力㈱)

- ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施するものとする。
- イ 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達するものとする。
- ウ 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。
- エ 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行うものとする。  
また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行うものとする。
- オ 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」、「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給するものとする。

### 3 二次災害防止及び節電

#### (1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

#### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

県及び電力会社からの要請に基づき、防災行政無線、音声告知放送等により、住民に対する広報活動を行う。

##### イ 【関係機関が実施する対策】（中部電力㈱）

- (ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。
  - a 停電による社会不安除去に関する事項
    - (a) 停電の区域
    - (b) 復旧の見通し
  - b 感電等の事故防止に関する事項
    - (a) 垂れ下がった電線に触れないこと
    - (b) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと
  - c 送電再開時の火災予防に関する事項
    - (a) 電熱器具等の開放確認
    - (b) ガスの漏洩確認

- (イ) 広報にあたっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、村の音声告知放送、防災行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。
- (ウ) 需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、県及び村へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

## 第23節 上水道施設応急活動

【建設・振興部】

### 第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者(村)は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講じる。

### 第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

#### 2 実施計画

##### ア 【水道事業者(村)が実施する対策】

- (ア) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- (イ) 復旧体制の確立を行う。
- (ウ) 被災の状況により応援要請を行う。
- (エ) 住民への広報活動を行う。
- (オ) 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

##### イ 【関係機関が実施する対策】

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

## 第24節 下水道施設等応急活動

【建設・振興部】

### 第1 基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

### 第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

##### (1) 基本方針

村が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

##### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

ア 下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

イ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

#### 2 応急対策の実施体制

##### (1) 基本方針

県及び村は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下



水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、他の地方公共団体に応援を求め等々の措置をとる必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。

イ 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求め等々の措置をとる。

ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘察して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、村は、備蓄してある応急資機材等の活用を図るほか、必要に応じて関係団体等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 管渠

a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。

b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

(イ) 処理場等

a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。

b 処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため、やむを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。

c 処理場等での下水処理機能が停止した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置をとる。

イ 【関係機関が実施する対策】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、管理者の依頼に応じて、緊急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

## 第25節 通信・放送施設応急活動

【総務部】

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。これらの確保を図るため関係機関ごと必要な対策計画を定める。

### 第2 主な取組み

- 1 村は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 電気通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。
- 3 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 防災行政無線通信の応急活動

##### (1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保にあたる。

##### (2) 基本計画

##### 【村が実施する対策】

- ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- イ 通信施設が被災した場合には、職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたる。
- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長時間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- エ 孤立防止無線等災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- オ 災害時用通信手段等も使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

#### 2 電気通信施設の応急活動

##### (1) 基本方針

##### 通信サービス確保の基本方針

- ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

イ 避難場所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置等を行う。

(2) 実施計画

【電気通信事業者が実施する対策】（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

ア 重要通信のそ通確保

(ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努めるものとする。

(イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う対策を講じるものとする。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めるものとする。

ウ 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置

避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努めるものとする。

エ 携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、村に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。

オ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供するものとする。

カ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努めるものとする。

3 放送施設の応急活動

(1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動等必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【日本放送協会が実施する対策】

(ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて応急措置をとるものとする。

(イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行うものとする。

(a) 非常用放送施設の開設運用

(b) 非常持ち出し機材・書類の搬出および保管

- (c) 必要機材の借用、調達（工事要員を含む）
  - (d) 連絡系統の確保、非常通信の利用
  - (e) 施設の応急対策
  - (f) その他、電波確保に必要な事項
- b 局間連絡系統開設順位
- 各放送局相互間の連絡にあたっては、原則として次の順位により単独に使用しまたは併用するものとする。
- (a) 加入電話
  - (b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局
  - (c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）
  - (d) 放送回線
  - (e) 非常通信協議会加盟通信網
  - (f) 長野県防災行政無線電話通信網
  - (g) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署公社通信網
  - (h) 放送電波
  - (i) アマチュア無線局
- (ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置をとるものとする。
- a 常設、臨時掲示板による情報提供
  - b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け
  - c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設
- イ 【信越放送株が実施する対策】
- (ア) 復旧の優先順位
- a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ送信体制の確保
  - b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制（11CH）確保
  - c サテライト局の復旧
  - d 連絡通信網の確保
- (イ) ラジオ対策
- a ラジオマスター関係完全マヒの場合  
使用可能なスタジオまたは中継用設備を使用して送出するものとする。
  - b 送信所が完全マヒの場合（回復不可能）
    - (a) 応急用代替設備をセットして放送を行うものとする。
    - (b) 伊那ラジオまたは佐久ラジオ送信所の送信機の1台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設するものとする。
  - c 放送中継網の確保  
本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上移動局にて対応するものとする。
- (ウ) テレビ対策
- a 親局（美ヶ原送信所）対策

11CH確保を前提に応急対策を講じるものとする。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。

b 本社（中継車を含む）が全滅の場合

NTT～美ヶ原間にFPUをセットしネット受けに対応するものとする。

c テレビマスター関係完全マヒの場合

使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出するものとする。

d 放送中継網の確保

(a) NTT～本社間の回線障害の対策

- ・キー局の放送波受信により対応するものとする。
- ・NTT～本社間にFPUをセットし対応するものとする。
- ・中継映像素材などの各局への送り出しはSNGにより対応するものとする。

(b) STL回線障害の対策

- ・NTT～本社間にFPUをセットし対応するものとする。

ウ 【株長野放送が実施する対策】

(ア) 本社演奏所設備が被災した場合

a 商用電力が断たれた場合、非常用発電機（500KVA）で電力供給を図るものとする。

非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機（20KVA）から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給するものとする。

b 本社～送信所間のSTL回線が故障した場合は、中継用のFPUを応急に使用するものとする。

c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保するものとする。

d NTT～演奏所間の同軸ケーブル（光ファイバー）が断となった場合は、最寄りのNTT無線中継所からFPUにより臨時回線を設営しネット番組の放送を確保するものとする。

(イ) 送信所が被災した場合

a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機（150KVA現用予備2台）で電力供給を図るものとする。

b 現用（10KW）の送信系が故障の場合は、予備（1KW）の送信系に切り替え放送を確保するものとする。

c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保するものとする。

エ 【株テレビ信州が実施する対策】

(ア) 演奏所（放送センター・長野）が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図るものとする。また、完全に機能を失った場合

は日本テレビと美ヶ原送信所をSNGまたはFPUで結び放送を確保するものとする。

- (イ) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討するものとする。また、演奏所と善光寺平サテライト間にFPUを設置して長野地域の放送を確保するものとする。（他の地域の放送は不可能）
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に出向する。なお、複数の中継局が被災した場合は、基幹局の復旧を優先するものとする。

オ 【長野朝日放送㈱が実施する対策】

放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続および行政当局より要請による広報活動に協力するものとする。

- (ア) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施するものとする。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努めるものとする。
- (イ) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努めるものとする。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接FPUで結び可能な限りの放送を確保するものとする。
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行うものとする。
- (エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保するものとする。
- (オ) その他必要な措置は、非常災害対策要領によるものとする。

カ 【長野エフエム放送㈱が実施する対策】

放送施設が被災したときは、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により早急な復旧を図るものとする。

- (ア) 演奏所設備の被災、およびSTL設備が被災し放送不能の場合  
美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備および仮設STLにより復旧するものとする。また、被災の状況によっては送信所において、JFN加盟社のFM電波を受信し直接中継するものとする。
- (イ) 送信所設備が被災の場合  
放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性の改善を図るものとする。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行うものとする。
- (ウ) FM中継局が被災した場合  
可搬型非常用FMサテライト装置により速やかに復旧するものとする。
- (エ) 災害地域の情報救済  
部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時FM放送局の開設を検討するものとする。

## 第26節 鉄道施設応急活動

【建設・振興部】

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、村及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。

### 第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

##### (1) 村

道路との交差点において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るものとする。また、道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。

同一箇所での2者以上の応急活動がある場合には、工事現場が輻輳しないよう必要に応じ調整する。

##### (2) 東海旅客鉄道株

ア 部内規程の定めるところにより、危険防止措置をとるものとする。

イ 部内規程等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を樹立し迅速に対処するものとする。

ウ 災害発生時の緊急出動は、部内規程の定める非常召集計画によるものとする。

エ 鉄道復旧に必要な資機材及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともに、その確保に努めるものとする。

#### 2 実施計画

(1) 【村が実施する対策】

- ア 村は、特に道路との交差部の被害状況を早急に把握し、これに対し鉄道施設管理者は、協力するものとする。
- イ 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者に協議の上、応急活動に入るものとし、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は他の占用物件の情報を提供するとともに、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないよう調整する。

(2) 【東海旅客鉄道株が実施する対策】

ア 危険防止措置

保守担当区長は、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し、列車運転の可否を決定するものとする。

イ 応急体制の樹立

部内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図るものとする。

ウ 災害発生時の動員体制

非常呼び出し体制をとり、社員の召集を行うものとする。



## 第27節 災害広報活動

【総務部】

### 第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地区の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

### 第3 活動の内容

#### 1 住民等への的確な情報の伝達

##### (1) 基本方針

県、村、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等、住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

##### 広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、ホームページ、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ、音声告知放送、広報誌、広報車等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 避難所・経路・方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報

- f 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- g 各機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i その他必要と認められる情報

イ 【放送事業者が実施する対策】（NHK・SBC・NBS・TSB・ABN）

（ア）法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。

なお、村からの放送要請は県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次の通りである。

- a 県及び村
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社長野県支部

（イ）臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

ウ 【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道にあたっては、可能な限り、要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

エ 【関係機関が実施する対策】

県、村と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行うものとする。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

（1）基本方針

県、村及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

必要に応じ、専用電話・FAX、相談職員の配置など村の実情に即した相談窓口を設置する。

## 第28節 土砂災害等応急活動

【総務部・建設・振興部】

### 第1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

### 第3 活動の内容

#### 1 大規模土砂災害対策

##### (1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、適切に住民の避難指示の判断等を行う

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示の処置を講じる。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。
- (ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

##### イ 【関係機関が実施する対策】 (中部地方整備局)

- (ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さが概ね20m以上あり、概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。
- (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を村長に通知するものとする。
- (ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災状況、村のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して村等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

また、派遣された緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

##### ウ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合は、これに迅速に従うものとする。

## 2 地すべり等応急対策

### (1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示の処置を講じる。
- (イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

#### イ 【関係機関が実施する対策】(中部地方整備局、長野地方気象台)

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。
- (イ) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生する恐れがある場合は、県及び関係機関と協議の上、速やかに避難対策等の措置をとるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。
- (ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。
- (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣するものとする。
- (オ) 村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

#### ウ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合は、これに迅速に従うものとする。

## 3 土石流対策

### (1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示の処置を講じる。

- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。
- (ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。
- イ 【関係機関が実施する対策】 (中部地方整備局、長野地方気象台)
  - (ア) 直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。
  - (イ) 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。
  - (ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。
  - (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣するものとする。
  - (オ) 村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。
- ウ 【住民が実施する対策】
 

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合は、これに迅速に従うものとする。

#### 4 崖崩れ応急対策

##### (1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示の処置を講じる。
- (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。
- (ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

###### イ 【関係機関が実施する対策】 (中部地方整備局、長野地方気象台)

- (ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣するものとする。
- (イ) 村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

###### ウ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合は、これに迅速に従うものとする。

## 第29節 建築物災害応急活動

【各部】

### 第1 基本方針

災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置をとる。
- 2 文化財は貴重な財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命及び身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 建築物

##### (1) 基本方針

災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、村営住宅、学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。
- (イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。  
また、災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県若しくは他市町村に対して支援を求める。
- (ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

###### イ 【建築物の所有者等が実施する対策】

- (ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。
- (イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとるものとする。

#### 2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な財産であるため、被災した場合は見学者の生命及び身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【村（教育委員会）が実施する対策】

災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

イ 【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

## 第30節 道路及び橋梁応急活動

【建設・振興部】

### 第1 基本方針

災害により道路及び橋梁に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第3 活動の内容

#### 1 道路及び橋梁応急対策

##### (1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会支部等と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

##### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

ア 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニターの活用等により情報収集を行う。

イ パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。

ウ パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。



## 2 関係団体との協力

### (1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

村のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

## 第3 1節 河川施設等応急活動

【総務部・建設・振興部】

### 第1 基本方針

災害による被災を軽減するため、水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、以下の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資機材の調達体制
- 3 水門若しくは閘門の適切な操作
- 4 他市町村との相互の協力及び応援体制

### 第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所への応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

### 第3 計画の内容

#### 1 基本方針

水防活動の円滑かつ効果的な実施に努めるとともに、河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

#### 2 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

##### イ 【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

## 第3 2節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

【各部】

### 第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。

### 第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 構造物に係る二次災害防止対策

##### (1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する対策】

- ア 林道の重要施設については、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。
- イ 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニターの活用等により情報収集を行う。
- ウ パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。
- エ パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【村及び飯田広域消防が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

イ 【関係機関が実施する対策】（危険物施設の管理者等）

(ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生の防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ 【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講じる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

## 第33節 ため池災害応急活動

【建設・振興部】

### 第1 基本方針

ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

### 第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

ため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。

#### 2 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。
- (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (ウ) 被害を拡大させないように早急に応急工事を実施する。

##### イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに村へ報告するものとする。
- (イ) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。
- (ウ) 村が実施する応急対策について協力するものとする。

## 第34節 農林水産物災害応急活動

【建設・振興部】

### 第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

### 第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関と連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 農水産物災害応急対策

##### (1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、村、県及び農業技術者連絡協議会等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

(ア) 南信州農業農村支援センター、農業技術者連絡協議会等と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を南信州地域振興局に報告する。

(イ) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

#### イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。

(イ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

#### ウ 【住民が実施する対策】

(ア) 村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

##### (イ) 作物別の主な応急対策

##### a 水稻

(a) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行うものとする。



- (b) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除くものとする。
- (c) 水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行うものとする。
- b 果樹
  - (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕等を行うものとする。
  - (b) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努めるものとする。
  - (c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。
  - (d) 果実や葉に付着した泥は、速やかに洗い流すものとする。
  - (e) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。
- c 野菜及び花き
  - (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図るものとする。
  - (b) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。
  - (c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。
  - (d) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行うものとする。
- d 畜産
  - (a) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行うものとする。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐものとする。
  - (b) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努めるものとする。
- e 水産
  - 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐものとする。
- (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

## 2 林産物災害応急対策

### (1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図りその防止に努めるものとする。（中部森林管理局）
- (イ) 村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

村等が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

## 第35節 文教活動

【教育部】

### 第1 基本方針

保育所、小学校、中学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）は多くの園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置をとる。

### 第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助

### 第3 活動の内容

#### 1 児童生徒等に対する避難誘導

##### （1）基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

##### （2）実施計画

#### 【村（教育委員会）が実施する対策】

学校長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

#### ア 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合には、休業の措置をとるものとし、児童生徒等及び保護者に周知するとともに、村教育委員会にその旨を連絡する。

#### イ 児童生徒等が在校中の場合の措置

- （ア） 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生じる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。
- （イ） 村長等から避難指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
- （ウ） 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

また、避難状況を村教育委員会に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

- (ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫等の状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

**【村（教育委員会）が実施する対策】**

ア 村教育委員会は、災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について学校を指導及び支援する。

(ア) 学校施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。

イ 学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、村教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、村教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- d 授業の再開時には、村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。
- b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
- b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

(カ) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、村教育委員会と連絡をとり、必要な措置をとる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

3 教科書の供与等

(1) 基本方針

村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等の措置を行う。

(2) 実施計画

【村（教育委員会）が実施する対策】

ア 教科書の供与

教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。村における調達が困難な場合は、南信教育事務所を經由して県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

## 第36節 飼養動物の保護対策

【建設・振興部】

### 第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

### 第2 主な活動

被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

#### 2 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講じる。
- (イ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。
- (ウ) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

##### イ 【飼養動物の飼い主が実施する対策】

- (ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (イ) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行うものとする。

## 第37節 ボランティアの受入れ体制

【保健・福祉部】

### 第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速かつ的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティア、NPO・NGO、企業についても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行い、ボランティアの受入れ体制の確保に努めるとともに、被災地で活動支援を行っているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 必要に応じてボランティアの活動拠点を設置し、資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

### 第3 活動の内容

- 1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

#### (1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図るものとする。

#### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (ウ) 喬木村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集



運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

(エ) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告する。

イ **【ボランティア関係団体が実施する対策】**（社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部）

救援本部等を設置し、県及び村の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行うものとする。

## 2 ボランティア活動拠点の提供支援

### (1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

### (2) 実施計画

ア **【村が実施する対策】**

みんなの広場アスポにボランティアの活動拠点を設置する。

また、必要に応じボランティアに対し、活動上の安全確保及び物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

イ **【社会福祉協議会が実施する対策】**

(ア) 県社会福祉協議会は、福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として福祉救援県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、福祉救援現地本部、福祉救援広域本部、行政等関係機関との連絡調整を行うものとする。また、ボランティアの登録・受入れ、コーディネーターの派遣を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調整等の支援を行うものとする。

(イ) 村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行うものとする。

ウ **【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】**

県及び村との連携のもとに赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行うものとする。

## 第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制

【総務部・保健・福祉部】

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

### 第2 主な活動

#### 1 義援物資

- (1) 村、村社会福祉協議会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。
- (2) 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。

なお、小口・混載の支援物資の受入れは負担になることから「個人からの義援物資は受入れない」等の方針を状況に応じて公表する必要がある。

- (3) 各関係機関が受け付けた義援物資については、被災地の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

#### 2 義援金

- (1) 村、村社会福祉協議会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。
- (2) 義援金の配分にあたっては、喬木村災害義援金配分委員会設置要綱（令和2年告示第29号）に基づく「災害義援金配分委員会」（以下この節において「配分委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。

### 第3 活動の内容

#### 1 義援物資及び義援金の募集等

##### (1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集にあたっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。

##### (2) 実施計画

ア 【村及び関係機関が実施する対策】

(ア) 義援物資

- a 村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- b 村及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

(イ) 義援金

村、村社会福祉協議会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行う。

イ 【住民、企業等が実施する対策】

(ア) 義援物資

- a 義援物資を提供する場合は、被災地が受入れを希望する義援物資とするよう配慮するものとする。
- b 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努めるものとする。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

義援物資は被災地の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は配分委員会に確実に引き継ぐとともに、配分委員会において協議の上、迅速かつ公正に配分する。

(2) 実施計画

ア 義援物資

村は、引き継ぎを受けてから配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災地に速やかに配分する。

イ 義援金

- (ア) 村、村社会福祉協議会等関係機関に寄託された義援金は配分委員会に引き継ぎを行い、配分委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、村を通じて適正に配分する。
- (イ) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は、村が引き継ぎを受け、定められた対象者、配分内容、配分方法等の基準により、適正に配分する。

## 第39節 災害救助法の適用

【総務部】

### 第1 基本方針

市町村単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

### 第2 主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。
- 2 県、市町村はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 災害救助法の適用

##### (1) 基本方針

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

##### (2) 実施計画

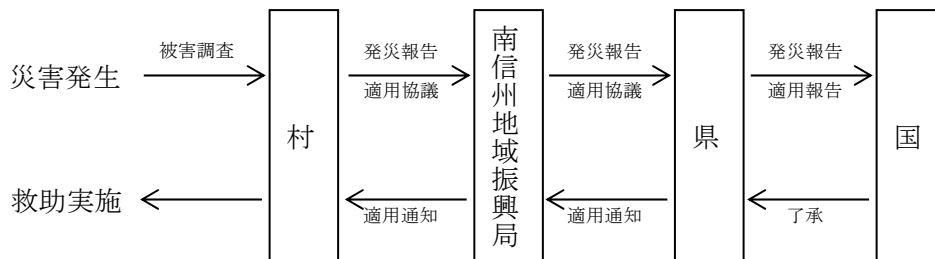
#### 【村が実施する対策】

ア 村長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに南信州地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

イ 災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

#### 法の適用事務



2 救助の実施

(1) 基本方針

県、関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 村長は知事から救助について委任された場合には、職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

救助の種類	県が実施する事務	村に委任する事務
避難所の設置	村からの要請による資材調達	その他全て
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理
炊出しその他による食品の給与	村からの要請による食品の調達	その他全て
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	市町村管理上水道の受給者への供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て
医療及び助産	DMA T等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害にかかった者の救出	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て
埋葬		全て
死体の捜索・処理	全て	
障害物の除去	村からの要請による資材調達	その他全て

(イ) 救助の実施は、別に定める基準により行う。

イ 【関係機関が実施する対策】 (日本赤十字社長野県支部)

(ア) 日本赤十字社長野県支部は、知事が行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

(イ) 知事から委託された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

## 第40節 観光地の災害応急対策

【建設・振興部】

### 第1 基本方針

観光地へ通じる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、村、関係機関が連携し、対応していく。

### 第2 主な取組

- 1 観光地で災害が発生した際には県、村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

### 第3 活動の内容

#### 1 観光地での観光客の安全確保

##### (1) 【村が実施する対策】

- ア 観光地での災害発生時の県、村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- イ 観光地での災害発生時には、消防計画における救助・救急計画に基づき、飯田警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- ウ 消防機関は観光客の救助活動にあたり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

##### (2) 【住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。

#### 2 外国人旅行者の安全確保

##### (1) 【村が実施する対策】

- ア 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- イ 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行なう。

##### (2) 【関係機関が実施する対策】

多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

【各課】

#### 第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、村が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、基本方針を決定し、その推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

#### 第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興にあたり必要に応じ他の地方公共団体への支援を求める。

#### 第3 活動の内容

##### 1 復旧・復興の基本方針の決定

###### (1) 基本方針

迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方針を早急に決定し、実施に移るものとする。

###### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

(ア) 県及び村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、早期に住民に周知する。

(イ) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

###### イ 【関係機関が実施する対策】

防災関連機関は村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

###### ウ 【住民が実施する対策】

住民は村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

##### 2 支援体制

###### (1) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の地方公共団体の支援を求め、円滑な実施を図る。

###### (2) 実施計画



**【村が実施する対策】**

村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の市町村等に対し職員  
の派遣、その他の協力を求める。

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

【各課】

### 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず、公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

### 第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 応援要請が必要な場合は、県及び他市町村に対し職員派遣要請を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 被災施設の復旧等

##### (1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

##### (2) 実施計画

#### 【村及び公共機関が実施する対策】

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

イ 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。

ウ 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

エ ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

オ 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。

カ 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。

- キ 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- ク 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。
- ケ 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- コ 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 2 災害廃棄物処理

### (1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。

村は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。

また、災害廃棄物の処理にあたっては、下記事項について留意する。

- (ア) 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。
- (イ) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。
- (ウ) 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置をとる。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村に対し応援を求める。

## 3 職員派遣

### (1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、他市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

ア 村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、村は、県や「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

イ 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

## 第3節 計画的な復興

【各課】

### 第1 基本方針

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

### 第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

### 第3 計画の内容

#### 1 復興計画の作成

##### (1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、さらに災害に強いむらづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なむらづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画作成に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮する。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に村における復興計画を作成する。

イ 【関係機関が実施する計画】

村及び県と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

2 防災むらづくり

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「むらづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でむらのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災むらづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興むらづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

(イ) 防災むらづくりにあたっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。

- a 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- c 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- d 耐震性貯水槽の設置等

(ウ) 前(イ)の目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

- a 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施する。
  - c 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、土地区画整理事業等の適切な推進により、その解消に努める。
  - d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
  - e 住民に対し、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるむらづくりを行う。
  - f 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (エ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (オ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。
- イ 【関係機関が実施する計画】  
 県、村等と連携を図り、整合性のある事業を実施するものとする。
- ウ 【住民が実施する計画】  
 再度災害防止、より安全で快適なむらづくりは、自分たちはもちろん、子どもたちをはじめとする将来のためのむらづくりでもあることを認識し、防災むらづくりへの理解と協力を努めるものとする。

### 3 特定大規模災害からの復興

#### (1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

#### (2) 実施計画

##### 【村が実施する計画】

- ア 村は、県及び関係機関と連携を図り、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。
- イ 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施するこ

とにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

ウ 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。



## 第4節 資金計画

【企画財政課】

### 第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置をとる。

### 第2 主な活動

村は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 村の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

- (1) 地方債  
歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債
- (2) 地方交付税  
普通交付税の繰上交付、特別交付税
- (3) 一時借入金  
災害応急融資

## 第5節 被災者等の生活再建等の支援

【各課】

### 第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

### 第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金等の貸付等を行う。
- 4 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。
- 5 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 6 被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。
- 7 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。
- 8 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。
- 9 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 10 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 11 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 住宅対策

##### (1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置をとる。

##### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

ア 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書発行を行う。

イ 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、若しくは、村内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

ウ 既存村営住宅の再建

既存村営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

エ 村営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅への優先入居の措置をとる。

2 被災者生活再建支援法による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- (イ) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに南信州地域振興局長へ報告する。
- (ウ) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- (エ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。
- (オ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (カ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

イ 【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給等事務を行うものとする。

3 生活福祉資金等の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金等の貸付を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとる。

#### 4 生活保護

##### (1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する対策】

福祉事務所と連携して、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

#### 5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

##### (1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する対策】

###### ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

喬木村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第30号）に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

###### イ 災害援護資金の貸付け

同条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

###### ウ 災害見舞金の支給

災害によって住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して見舞金を支給する。

#### 6 被災者に対する金融上の措置

##### (1) 基本方針

現地における災害の実績、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

##### (2) 実施計画

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導するものとする。

ア 貸金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

- イ 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。
- ウ 事情がやむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応じる等適宜の措置をとること。
- エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
- オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置をとること。

## 7 租税の徴収猶予及び減免

### (1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

災害の状況に応じて、村税について次の措置をとる。

#### ア 期限の延長

次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は村税条例に基づく、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

##### (ア) 災害救助法が適用される災害

村長が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。

##### (イ) その他の災害

村長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。

#### イ 徴収猶予

村長が村税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請により、その徴収を猶予する。

#### ウ 減免等

村長が村税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

## 8 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

### (1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講とる。

イ 【関係機関が実施する対策】

厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手續の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。

9 罹災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

10 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成及び活用を図る。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 村長は必要に応じ村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

(イ) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。

(ウ) 住民に対し、掲示板、防災行政無線、音声告知放送、広報誌等を活用し広報を行う。

(エ) 報道機関に対し、発表を行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置するものとする。

(イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行うものとする。

(ウ) 報道機関に対し、発表を行うものとする。

## 第6節 被災中小企業等の復興

【産業振興課】

### 第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置をとるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

### 第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

### 第3 活動の内容

#### 1 被害農林漁業者等に対する支援

##### (1) 基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する対策】

県、関係機関等と連携し、次に掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者に対し周知徹底を図る。

ア 天災資金

イ 日本政策金融公庫資金

ウ 農業災害資金

#### 2 被災中小企業者に対する支援

##### (1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとる。

また、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する対策】



ア 県、関係機関等と連携し、利活用できる金融の特別措置について被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。

イ 商工会及び県と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。